

総務市民文教委員会記録

総務市民文教委員会

委員長 田中 陽三

1 日 時 令和4年9月21日(水) 10時00分開会、14時48分閉会
令和4年9月22日(木) 10時00分開会、10時36分閉会

2 場 所 光市議会第1委員会室

3 出席委員 田中 陽三、小林 隆司、河村 龍男、仲小路 悦男、中村 譲、
中本 和行、西村 慎太郎、萬谷 竹彦、森戸 芳史

4 事務局職員 山本 正実、起本 一生

5 説明員

吉本副市長

<教育委員会>

伊藤教育長、升教育部長、吉永教育総務課長、原田学校教育課長、門岡学校教育課主幹、国
広文化・社会教育課長兼人権教育課長、三好体育課長、眞嶋図書館長、高橋学校給食センター
所長

<政策企画部>

岡村政策企画部長、北川財政課長、佐々木企画調整課長兼広報シティプロモーション推進室
長、岩崎行政経営室長、藤井情報・DX推進課長、前田会計管理者、高木会計課長

<市民部>

縄田市民部長、中田市民課長、杉本税務課長、藤本収納対策課長、山根生活安全課長、福原
人権推進課長、讃井地域づくり推進課長、橋本大和支所長兼大和支所住民福祉課長、川部室積
出張所長、西村浅江出張所長、松岡三島出張所長、弘周防出張所長

<総務部・消防担当部>

山岡総務部長、赤星消防担当部長兼次長、坪井総務課長兼秘書室長、久山人材育成・女性活
躍推進室長、小熊防災危機管理課長、清水入札監理課長、松村選挙管理委員会事務局長、守田
監査委員事務局長、中原消防担当課長

6 議事の経過概要 別紙のとおり

7 その他(傍聴) 報道1社、市議会モニター

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①議案第39号 令和4年度光市一般会計補正予算(第4号) (教育委員会所管分)

説 明：吉永教育総務課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

13ページの中段の小学校管理事務費のところ、前回、中学校が2校だったんですかね。下駄箱を木質化するというところでちょっと意義お話をさせていただいておったんですが、木質化には賛成なんです。けど、その下駄箱が適切なのかという話をさせてもらったと思うんです。今現実には、下駄箱としての機能を発揮しているわけですが、それをお金があるからという事情なのか、何なのか分かりませんが、取り替えるという行為について、どういうお考えですかと言うたと思うんですが、ちょっと再度その点をお聞かせ願いたい。

木質化ということで、どこまでじゃあやるの。ほかに何か子供たちの勉強になるような木質化を図る政策というのはないの。ちょっとお話してください。

○吉永教育総務課長

ただいま委員からは、今回の環境譲与税を活用した木質化、下駄箱の設置についての御質問をいただきました。また、今後の木質化、活用の意義などの御質問をいただきました。

まず、下駄箱の経緯でございますが、森林環境譲与税につきましては、さきの議会の委員会でもお話をさせていただきましたとおり、農林水産課が所管となっております、その譲与税の使途の目的の中には、森林環境の整備又は林業に係る人材育成、このほか木材の利用促進、こうしたものがございます。木材の利用促進という視点でお話をいただきまして、小中学校の子供たちが木材に触れ合うことを目的に推進したいという視点から進めてきたものでございます。

こうしたことから、教育委員会といたしましては、小中学校に木材に触れ合うことを目的とした取組として何かないか問い合わせをし内容を確認したところ、学校からは下駄箱の更新ということでお話をいただいたところでございます。

こうしたことから、今年度の予算として小学校1校、中学校1校の下駄箱の更新を、現在、進めているところでございます。

したがって、今後の内容につきましては、この森林環境譲与税の目的の一つであります木材の利用促進、こうした視点から、例えば小中学校においてはどのような取組ができるのか、改めて小学校、中学校とも協議を進めていきたいと思っておりますので、未確定の状況ではございます。

以上でございます。

○河村委員

前回にもそういったところの話があったかと思います。

じゃあ、この森林環境譲与税というのが幾らこれからその見込みを立てておられるのか、予算的にね。今回の学校の木質化というところで、幾らの予算を預かったといひますか。今回、補正は単なる26万1,000円ですけど、現実的には、今、なんぼじゃったですか。2,000万円ちょっとぐらいの基金が積んであったと思います。その基金が、今後ずっと環境譲与税が入って幾らになって、そのうちの幾らをその学校の木質化に使えるのか、その辺りちょっと話をしてもらっていいですか。

○吉永教育総務課長

再度のお尋ねで、森林環境譲与税の今後の活用ということでの御質問をいただきました。

森林環境譲与税につきましては、今後、基金をためて進めていくこととなりますが、今年度につきましては、600万円の予算で、小中学校に基金の活用資金として割り当てられているところでございますが、今後、この森林環境譲与税の用途につきましては、先ほども申しましたように、森林環境の整備であったり、また林業に係る人材育成、あるいはこのたび小中学校で実施しております木材の利用促進こうしたものがございしますので、市全体の取組として、今後どのように活用していくか検討していくことになるものと考えております。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。前回にもそういう話をさせてもろうたと思いますが、もったいないというところに子供たちの目を行かせないように、ぜひしていただきたいのと、学校のほうだけで知恵がないのなら、教育研究所のほうでもしっかり議論をいただいて、子供たちになるほどと思われるような税金の使い方にしていただけたらと思います。

以上です。

○森戸委員

今の関連なんですけど、基本的には光市の木材利用促進基本方針に基づいて、この予算があると私は思っています。ということでよろしかったでしょうかね。これ自体は県産材とかそういうものを使うんですか、まさか外国産材を使いませぬよね。森林譲与税ですからね。質問です。

○吉永教育総務課長

今、委員からは何に基づいてかということの御質問をいただきました。

おっしゃるとおり基本方針に基づいての取組でございますし、また木材につきましても、県産の木材を使用するというようになっております。

以上でございます。

○森戸委員

それとやっぱりなかなか最近は山とか森とか、そういうところに入って木に触れたりすることが余りにも少ないですから、こういう事業は私は凄く意義があると思います。

県の事業でも、体験学習、シニア体験学習をやったり、盛んに小中学校でもやられていると思いますので、そういうのが実際にもうやられてるんだということをよく理解していただけたらと思いますので、この木材利用、何ていうんですかね、内装品、外装品に木材を使うというだけではなくて、実際にそういう活動も、今現状でされているんだということはよく御認識をいただけたらなと思いますのでお願いいたします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○仲小路委員

おはようございます。よろしくお願いいたします。それでは何点か質問させていただきます。

第3次光市総合計画は光市の最も重要な計画でありますけれども、光市を理解するためにこれを教材として学ぶ学習を取り入れるということは検討できないでしょうか。社会人になって読む機会も少ないと考えられますので、在学中にこれを学習すれば、今後これを生かせるのではないかと思います。

特に、中学生は計画期間中に成人となる場合もあり、より広い活動につながるとは思いますがいかがでしょうか。

○原田学校教育課長

第3次総合計画等の活用について御質問いただきました。

第3次総合計画につきましては、児童生徒の発達段階等を考慮いたしますと、委員からもございましたように、中学生等に限られるところはあるかとは思いますが、その中で社会科の学習、あるいは地域を対象とした総合的な学習の時間の学びなどにおいて、資料として子供たちが活用することは想定できると考えているところでございます。

なお、第2次ときには漫画の概要版なども作成していただいております。そのような児童生徒が手に取りやすいものを活用しながら光市への関心を高めるといった点において、こういった資料が活用できるのではと考えております。

なお、この第3次光市総合計画の策定に当たっては、中学生からの未来の光市に向けたメッセージ動画を作成するといった形で参画もさせていただいているところでござい

まして、そのような形での市政との関わりの中でいろいろ学るところも多いと考えているところがございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ということは、第3次総合計画の内容について、ある程度理解した上で卒業するというふうに理解していいでしょうか。

○原田学校教育課長

先ほども申しましたように、総合的な学習の時間等で子供たちが興味関心に従って資料として活用するという形の用い方で考えますと、全ての児童生徒が一律にというところには至らないかもしれませんが、漫画の概要版であるとか、そういったただけのもの等を活用してという形にはなるかと考えているところがございます。

○仲小路委員

分かりました。またより活用していただければと思いますので、よろしくお願いします。

それともう1点ですが、広報ひかりですけれども、これは光市の具体的な施策等が記載されていまして、この内容を知るということは生活の上でも非常に有益でもあるし、また教材に学習するということが検討できないかと思ひまして、例えばコロナ克服商品券を知るということは、その使い方を考えるなど、生活に密着したそういう教材にはなるのではないかと思います。

ただ、そこで問題なのは、保護者が子供に内緒で使うことができなくなってしまうというそういうことがありますけれども、エコライフ補助金というのもありますけれども、これも実生活に即しながらSDGsの観点からもエネルギーを考えるよい機会になるのではないかと思います。

また、今、やっております高齢者のバス・タクシー運賃助成券や、またスマートフォンの購入費用の補助などは、高齢者を考える一つの機会になると思います。

そういう意味で、内容を家族の会話の中に取り入れることも期待できますし、また内容を深めるとともに、より市民への周知に効果があるのではないかと思います。その辺についていかがでしょうか。

○原田学校教育課長

広報ひかりの活用について御質問いただいたかと思ひます。

広報ひかりをはじめ、様々な情報が載っている、身近な新聞であるとか、そういった類いのものを子供たちの学びに合わせて資料として活用することは、日常的にも行われているところであり、広報ひかりは、まさに光市の詳細な情報が出ているということからしますと、これらを活用する方法というのは考えられると思ひます。

○仲小路委員

今、実際に授業等で活用されているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○原田学校教育課長

申し訳ありません。現時点で広報ひかりなどをどの程度、総合的な学習の時間とかで用いられているかについても、現時点では把握ができておりません。

○仲小路委員

分かりました。できる限り非常に有効な教材として使っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それで次ですけれども、ちょうど8月4日に開催されました光市人権教育指導者研究会定例会兼光市学校人権教育研修会というのがありまして、浅江コミュニティの人権推進を見て参加させていただきました。

防府市教育委員会の佐伯里英子さんを講師に、多様な性を理解するためにとの演題での講演でした。説明の中のトランスジェンダーについて理解できないところがありましたので、私が体が男でも女でも構わないというふうに自分自身で思っているんですけども、例えば社会的な手続は別として、今から女性の体になるとしたら、それはそれで抵抗なくやっていけるというふうに思っていて、それでその辺について講演の翌日にトランスジェンダーについて、佐伯里英子さんに直接電話をしてお聞きしました。すると、あっさりとした私のような場合もそれはそれでいいと言われました。

また、体の性を気にする人もいるし、気にしない人もいるというだけのことであると、そういうことでスッキリいたしまして、性が何かとか、誰を好きになるとか、全てはそのままでもいいと、そういうふうに理解をいたしました。

それがLGBT、今、QX、そういうふうに言われていましたけれども、それを知った上で全てがそのままでもいいということになるのではないかというふうに思います。

そういう意味で、現在、小中学校においてLGBTQXについてどのような学習をしていますでしょうか。また、将来そういう取組がありましたらお示しください。

○原田学校教育課長

LGBTQXについてのお問い合わせをいただきました。このLGBTQX、様々な呼び方がございまして、学校では生徒指導提要に性的マイノリティという言葉で説明があるので、それで説明させていただきますけれども、本年度、市内の多数の学校で児童生徒を対象とした性的マイノリティに関する授業や講演会を実施もしくは実施予定としているところが多数ございます。各校において性の多様性について理解が深まるように、積極的に取り組んでいるところでございます。

それらの授業では、様々な性があることを知り、お互いを尊重しながら生活する気持ちを高めることや性的マイノリティーの人たちが過ごしやすい世の中をつくるためにどうすればよいかなどについて考えることを通して、性の多様性について理解を深めているところです。

また、既に実施された講演会においては、その性の多様性について学ぶこと、これは

他者を知るためのものではなく、自己を知る、あるいは社会を知るためのものであると
いった視点に立った教育への再構築が必要であるといった内容の講演であったと把握し
ているところでございます。

このジェンダー平等を実現しようというのは、SDGsの一つの目標であり、誰1人
取り残さない社会の構築には欠かせないものであるという認識から、将来の取組として
も講演会等の特別な学習の機会だけでなく、日常の教育活動の中で折に触れて扱って
いくこと、これがとても大切ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

こういう形で進められているということで、特に本当にそういう性ということにつ
いて、本当に自由にどういう形でも認めてあげるといふそういうことが一番大事では
ないかと思っておりますので、またより一層のそういう推進をよろしくお願ひしたい
と思っております。

それから、次ですけれども、現在、伊藤公資料館にて伊藤博文と盟友井上馨展が
開催されていますが、次のエピソードを展示することについてどういうふう
に考えられていますでしょうか。

1番、慶応元年、1865年の功山寺決起後に危険を感じた井上馨さんは、旅館の
下男に変装して別府に潜在中に博打で財を失ったが、伊藤博文さんが支援し連絡を取
って長州に帰国しました。

また、2番目としましては、明治21年危篤に陥った井上馨さんの元へ伊藤博文
さんが駆けつけ、枕元でアイスクリームを食べさせ、その後に回復したといふ
そういうエピソードがあるんですが、そういうものについて、今後、展示する
とかそういうことは考えられていますでしょうか。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

伊藤公と井上馨のエピソードについては、委員おっしゃるようなエピソードも
ございます。このエピソードについては、書籍への記載はございますが手紙等の
資料について、現在、発見できておりませんで、そのエピソードについての
展示は現在しておりません。

今回の企画展の中で、プライベートなエピソードといたしまして展示をして
おるものにつきましては、井上馨の兄の子を養子として伊藤家に受け入れた際
に、梅子夫人に宛てた伊藤公の手紙をこのたび展示しているという
ような形で、エピソードの展示についてはそういったテーマに沿って
展示をしていこうと考えておるところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。そういう意味で、今、展示されたということで了解いたしました。

それからもう1点ですが、伊藤博文と井上馨展には2人が寄せ書きをした
宮島大杓子が展示されています。この大杓子は山口市の萬代家に伝わるものであり、
萬代家は、現

在、十朋亭維新館という歴史展示施設にあり、維新志士や研究の展示をしています。

先日、伊藤博文すごろくを作成したと聞きましたが、その資料は入手していただけますでしょうか。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

すごろくにつきましては、御提供いただき入手をしておるところでございます。
以上です。

○仲小路委員

分かりました。最後の1点ですが、十朋亭維新館には第二奇兵隊に詳しい学芸員がおられると伺いましたので、現在、交流はされているという状況でよろしいでしょうか。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

十朋亭の学芸員の方から、先ほど委員からも御説明ございましたが、大杓子については、現在、山口市の民俗資料館が所有しており、そこから今回借用しておるという次第でございますけれども、当初は十朋亭にこの大杓子ございましたもので、十朋亭維新館の学芸員の方から、当時、展示されていたときの情報等を御提供いただくなど、業務における交流はしておるところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。
以上です。

○西村委員

一般質問の続きで1点ほど、ちょっと理解を深めるために確認をさせていただきたいんですけれども、今回一般質問でコロナによる学校の対応の変化ということで質問をさせていただいたんですけれども、その答弁の中でコロナに感染するなどして個人的に学校を休まざるを得なくなった際に、答弁の中でオンラインで授業に出席をしたり生徒とコミュニケーションを取ったりというふうな話があったと記憶しておるんですけれども、素朴な疑問でオンラインでじゃあこういった授業に出席をした場合というのは、出席の扱いについてはどのように取扱われるのでしょうか、確認させてください。

○原田学校教育課長

新型コロナウイルスに感染した児童生徒、あるいはその濃厚接触者となった児童生徒等の出欠の扱いについての御質問かと思えます。

これにつきましては、令和3年5月18日付の文部科学省事務連絡、「新型コロナウイルス感染症等により登校できない児童生徒等の出席等の取扱いについて」という通知がございまして、その中で児童生徒の新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合、

保健所により濃厚接触者に特定された場合も含む、については、校長は出席停止の措置を取ることとなり、この場合出席停止忌引等の日数として記録され、出席にも欠席にもならないこととされております。

自宅からオンラインで授業に参加したとしても、出席という扱いにはならないということになるわけですが、ただ一方で一定の方法によるオンラインを活用した学習の指導を受けたと校長が認める場合においては、オンラインを活用した特例の授業として記録することが認められているというところになっております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。出席停止という扱いになるということで理解をいたしました。

今の答弁でもおっしゃられたように、そういう一定の基準のようなもの、学校で基準があるのだというふうに思うんですけれども、やはりコロナの影響でオンラインのITに関するツールというものが凄く発達をしてきていて、今後やっぱりコロナだけじゃなくて不登校の児童生徒であったりとか、そういったところにもオンラインを活用した授業の出欠とか、そういった国全体でそういった流れとかがあるとは認識はしてないんですけれども、そういった可能性も今後出てくるのかなというふうに思いますので、そういう情報が出てきた際には柔軟な対応のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○中村委員

GIGAスクールについて質問させていただきたいと思います。1人1台タブレット端末が配られていまして、中1になる私の娘もたまに持って帰って使ったりはしているのを見ているんですけれども、現状どの程度使用されているのかというのを教えていただけたらと思います。

○原田学校教育課長

GIGAスクール、学習者用タブレット端末について御質問をいただきました。

光市は組織的かつ計画的に学習者用タブレット端末の導入を進めることができたこと等もありまして、本市の学校におけるICTの活用状況としては、令和4年度の全国学力学習状況調査、こちらの児童生徒質問紙調査というのがございますが、そちらにPC、コンピュータ、タブレットなどのICT機器をどの程度使用しましたかという問いに対して、小学校では毎日利用しているが42.2%、中学校では77.5%となっており、全国との差は小学校で15%、中学校では50%以上、上回っている状況でございます。

以上でございます。

○中村委員

凄く状況というか高い状況で凄くうれしいのはうれしいんですけれども、実際に活用している生徒たちというのは、どのように感じていると市教委的に捉えていますか、そ

の辺を教えてください。

○原田学校教育課長

去る8月19日に開催しました教育フォーラム in 光で、「GIGAスクールの光の今」というコーナーを設け、各中学校の代表の生徒にも登壇してもらって発表していただきましたけれども、その中で生徒からタブレットは復習の際にとっても使いやすい、音声や動画があるので英語のスピーキングの学習などにはとても効果的であるといった意見、それからプレゼンしながら他の生徒の説明を聞くととても分かりやすく授業が楽しいといった意見、実験の様子を撮影してその画像や映像を基に、その後で振り返りながら話をすると議論が深まりやすいといったような意見をもらっているところでございます。

また保護者代表として登壇されましたPTA会長様からもICTを活用する際のマナーを様々な場面で学べるということがありがたいといった御意見もいただいたところでございます。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。後で復習したりとか、プレゼンのときに使う、後は保護者からはもうマナーも学べるということで素晴らしい取組だとは思いますが、実際、今後どのように取り組んでいく予定というか、市教委としてどのように取り組んでいく予定か教えていただけたらと思います。

○原田学校教育課長

私たちが学校訪問等で授業の様子等を見させていただいておりますけれども、各校におけるICTの利活用の状況は、既に使ってみるという段階から効果的に使うというフェーズに移行したと捉えているところでございます。

市教委では、教師が児童生徒の主体的な学びや特にアウトプットの機会の充実ができるように導入している授業支援アプリケーション等の活用の指標としての授業者用スタンダードというものを作成し、今、精査をしているところでございます。

また学習の基盤となる能力の一つである情報活用能力の具体を発達段階に応じて系統的に示した学習者用のスタンダードも作成して、今、精査をしているところでございます。

その中では、今後実施される学力定着状況確認問題等がCBT化されることも踏まえて、タイピングなどによる文字入力スキルであったり、あるいはインターネットから効果的に情報を収集するための知識や技能、情報化社会における義務と権利などについて考えること等、そういったものをスタンダードの中に位置づけているところでございます。

引き続き、光市教育先端技術チーム、それから教育開発研究所教育実践部会での協議や事例、検討、専門家を招聘しての研修会の実施などを通して現場のサポートと活用の

質的向上及び普及促進に努めてまいりたいと考えているところでございます。
以上でございます。

○中村委員

ネットからの情報収集だったりとか、タイピングに慣れるというのは凄くいいことだと思います。今後よほどのことがない限り、緊急事態宣言とかが出される雰囲気ではないと思われて、休業もないという中でだいぶ影は薄くなっているのかなと思いましたが、そういう実際の声や保護者の声、うれしい声も聞きましてちょっと安心はしました。

今後ともそういった現場の声を大事にしていって取り組んでいただければと思います。ありがとうございました。

以上です。

○森戸委員

ちょっと何点かお尋ねをいたします。

まず、最初に教育委員会の所管の中で、物価の高騰と原油価格の高騰ですね。特にエアコンを学校に設置しましたので、光熱水費等が、今回相当上がっているのではないかなと思うんですが、そういう部分の影響と子供たちですね、市民生活の中で苦しいという状況にありますから、給食費等の支払いの遅れとか、そんなのが分かれば少しお示しをいただけたらと思います。

○吉永教育総務課長

ただいま委員からは、物価高騰の影響による電気代への小中学校の影響ということでの御質問をいただきました。

おっしゃるとおり電気料金の影響が学校施設についてはかなり大きく出ておりますが、市内16小中学校の電気料金につきましては、まず契約形態でございますが、3年間の長期継続契約を結んでおりますことから、契約単価自体は固定されております。

つまり基本料金あるいは電力量料金こうしたものは固定されておりますが、一方で電力の原材料となる燃料価格の変動を電気料金に反映させる燃料費調整額が導入されておまして、この額は変動するものでございます。そして、原油価格等の高騰の影響によりこの額が高騰しておりますことから、小中学校の電気料金につきましても影響が出ているということで、具体的には今年度の4月から8月までの5か月分で申し上げますと、これは実績になりますが、燃料費調整額の高騰により約270万円の増額で、約30%の増となっている状況でございます。

燃料費高騰の電気料金の部分に関しましては、以上でございます。

○高橋学校給食センター所長

給食費に関する御質問でしたが、現在の学校給食の収納率が5月末納期分98.85%ということになっております。これについて、現時点で委員仰せのような理由によって支払いが難しいといったような相談等は特に受けていないところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

電気代の部分なんですけど、今、小中学校のみで言われたんですけど、いろんな指定管理も含めてあろうかと思うんですが、そういう部分についてはどういう状況でしょうか。いろんな契約の形態があろうかと思えますけど、それが分かればお示しいただけますか。

○吉永教育総務課長

小中学校以外の教育委員会所管の施設ということで、全体的な傾向で申し上げたいと思いますが、例えば先ほど小中学校で申し上げました長期継続契約に関しましては固定する部分と変動する部分がございますが、ほかの施設であれば同様の契約形態でない場合もございます。例えば、入札の中で、先ほどの燃料費調整額について、今は上がっておりますが、入札のときすべて固定で契約した場合もありますので、そうした施設については今回の物価高騰による影響が出ていないという状況もございます。

また一方で小中学校と同じような形で契約をしている形態もございますので、そういったところは同様に高騰しています。例えば教育委員会の庁舎、これも小中学校と同様の契約をしておりますので、こうした部分は上がっている状況になっております。

以上でございます。

○森戸委員

高騰した部分の調整の部分は、今後どういうふうに対応されるんですか。その超えた部分に対する対応。抑え込むなりいろんなやり方があろうかと思えますが。

○吉永教育総務課長

経費に関わる部分は、今年度予算でどこかのタイミングで補正等の対応というのでも検討していかなければいけません。一方で施設管理ということで各施設の中でエアコンの温度の設定を若干上げ下げするとか、電気の使用を控えるとか、その辺りの工夫で電気料金の高騰を抑える、そうした工夫は継続的に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。

それと、新電力に関しては電力会社自体の体力ですよね。太陽光なんかと同じで、倒産をしたりなかなか調達ができないとかそういうケースがあろうかと思うんですが、もしそういうふう倒産とかそういう目に遭った場合は、どうなるんですか。その契約自体が担保できないような形になってくると、そういう部分については何らかの対応を考えていらっしゃるんですか。

○吉永教育総務課長

新電力が例えば倒産した場合とか、そうした場合の今後の電力の契約の対応ということでの御質問だと思います。一般的なお話で申し上げますと、今回でいけば小中学校は長期継続契約を結んでおりますので、仮に新電力が契約が継続できないということになれば、通常の電力会社との随意契約に戻ると、おそらくそういった形になるかと思っております。

以上でございます。

○森戸委員

当然高くなるということですよ。

○吉永教育総務課長

入札から随意契約に切り替わりますので高くなるのが想定されます。

○森戸委員

分かりました。ありがとうございます。

あと複式学級について、少しお尋ねをする前に確認をしたいんですけど、教育委員会会議があるかと思いますが、教育委員会会議の構成メンバーの数はどのくらいあって、教育委員会会議自体は年間どのくらい開かれているか、その辺が少し分かればお願いします。

○吉永教育総務課長

教育委員会会議の構成でございますが、教育長含め5名の委員で構成されております。また会議につきましては、原則月1回で行なっております。

以上でございます。

○森戸委員

そこでお尋ねをいたしますが、そういった教育委員会会議の中で、複式学級の現状については、教育委員さんはどのような見解をお持ちなのかということと、会議ではどんな議論があるのか、その辺のところをお示しいただけたらと思います。

○門岡学校教育課主幹

複式学級の現状について教育委員さんがどのような見解をお持ちかという御質問をいただいたと思います。

現在、教育委員会会議においても定期的に複式学級のある学校の取組であったり、施設一体型小中一貫教育やまと学園の説明会での様子であったり、そういったことを伝える場をもっております。

そういった中で、教育委員さんの複式教育に対する関心は高いと感じております。実際に教育長の報告等を受けて複式教育のメリットとデメリットについて理解することが

できた。その中で小学校の子供たちが集まって学習する機会や小中が集まって学習する機会、そうした機会を工夫して行って欲しいといった御意見等もいただいております。

さらには、現在、積極的に行っている小小連携の取組等については、もっと皆さんに分かりやすく伝えていくことで、様々な方に理解を得られていくのではないかとといった御意見もいただいております。

複式教育については、人数が少ないのでどうしても交流の相手が限定され、大きな集団での学びが少ないとか、少人数での競争心の喚起の面が難しいといったデメリットはあるのですが、個々に丁寧な学びができること、子供たちが主体的に考え行動する学びができること、少ない人数ではあるのですが、異学年や地域の方々と多様な人と関わり合いが持てて、考えを深める経験も多いなど、メリットの部分を理解いただきながら、オンラインや直接交流等の工夫を行っていくようにといった御意見もいただいているところであります。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。なかなかちょっと論評しづらいところですけど、以前も確かいつか議事録を見たときに訪問はされていたのは何かのちょっと記憶があるんですけど、複式学級の現状の訪問ですね。よく分かりました。メリット、デメリットも含めて、御認識をいただきながらも、対策の案といいますか、やってねというようなことも出ているというのはよく分かりました。

私としては、深刻な状況にあるとは思いますが、少しその辺はなかなか伝わってこなかったのかなと思います。

複式学級に関連をして、要は4小1中のところがありますよね。4小1中のところから中学校に上がったときに不登校になるケースということをよく聞くわけなんですけど、現状の不登校の生徒のうち、4小1中のケースはどのぐらいございますか。全体数とそのうちの割合、その辺がちょっと分かればお示しいただけますか。相関性があると私は思っていますので、ちょっと聞いてみたいと思います。

○原田学校教育課長

中学校の不登校生徒に関するお問い合わせでございますけれども、現在、公表している近況値が令和2年度のものになります。市内の中学校の不登校生徒数の合計は54名となっております、そのうち1小1中でない中学校2校になると思いますが、こちらの占める割合は4割強となっているところでございます。

○森戸委員

なるほど分かりました。実際に複式学級のところから中学校に上がって、やっぱりその揉まれていませんから社会性が身につかないということで不登校になったというケースを聞きました。親御さんのほうから凄く深刻なことを言われましたので、私はやはり

複式学級の今の現状として、そういうのが実際にあるんだと思いますが、その辺は把握をされておられますか。

○原田学校教育課長

この不登校や長期欠席の児童生徒については、報告を受けておりますし、またその状況についても生徒指導担当の者が常に把握しているところでございます。

○森戸委員

私はその学習とか成績の部分以上に、こういった部分はやっぱり深刻な問題だと思いますので、そこを真正面にぜひ捉えていただいて解決をお願いできたらと思います。

前回ちょうど一般質問をやって、また委員会でやってその記事が出た面もあるんですが、地域の方からそういったお声をたくさんいただきましたので、現実というんですかね表には出てこない現実はしっかり見ておいていただきたいし、そういう面もぜひ知らしめていただきたいなと思いますので、よろしく願いをいたします。

それと、次に移りますが、いろんな学校の服装云々については同僚議員もされておられて、ジェンダーレスの服装というのは必要だと思います。その前に部活とか体育時の着替え、その辺についてはどんな配慮が行われているのでしょうか。

我々の時代はそこまで配慮がなかったと思うんですけど、小学校とかどの辺ぐらいからそういう配慮をされておられるのか。分かればお示しをいただけますか。

○原田学校教育課長

部活や体育時の着替え等についての御質問をいただきました。

現在、普通教室や特別教室を着替えの時間、更衣室として利用するようにして、男女別に着替えができるように配慮しているところでございます。

また特別に申し出があった児童生徒については、各校の実情に合わせて個別の配慮を行っているところでございます。

○森戸委員

分かりました。小学校の時点でもそういうふうなことになるのですかね。それがちょっと分からなかったのです。

○門岡学校教育課主幹

小学校においても、男女別々、教室と特別教室と分けて着替えております。以上です。

○委員長

1年生からですか。

○門岡学校教育課主幹

そこはまだ把握できていません。

○森戸委員

分かりました。

小学校のそこら辺もまた分かったら教えてくださいということと、小学校の時点からもうそのようになっているというので安心をいたしました。

あと部活の部分がなかなか難しいところだとは思いますが、こういう時代でもありますので、きちんとした対応をよろしく願いいたします。

それと、タブレットの導入に関して子供の目の疲れに対する対応とか、指導は行われていますでしょうか。何らかの指針があるのではないかとも思うんですが、例えば目と画面の距離を30センチ以上離して30分に1回20秒以上目を休めるとか、大人が結構長時間見ても相当疲れてずっとやっている目が悪くなるといいますか、そういうことありますので、学校現場はそういう対応というんですかね、それはどのようになっていますでしょうか。

○原田学校教育課長

タブレット導入に関して、目の疲れ等に対する対応ということでございますけれども、光市の小中学校養護教諭部会等の教育委員会等が連携し、文部科学省から示されたもの等も参考にしながら、タブレットを使うときの5つの約束というリーフレットを各児童生徒に配布して、タブレットの使用についての注意を促しているところでございます。

その内容の中で、まさに委員おっしゃられましたとおり、目を30センチ離すことであったり、あるいは30分に1回はタブレットが目を離し20秒以上遠くを見ること。寝る1時間前にはタブレットの利用を控えることなどを示しているところでございます。各校において適宜指導するよう依頼しているところでございます。

○森戸委員

分かりました。長く続いていくものですから、ぜひいい習慣ができるように御配慮いただけたらと思います。

それと一つ、タブレット導入によって子供のネット依存が進みかねないというふうな指摘があると思うんですが、それについてはいかがでしょうか。例えば、その何ていうんですかね、その紙で見るときのよさも当然あるかと思うんですけれど、その辺のよさを含めた部分をどう両立させていくのか、その辺のところは分かればお示しいただけたらと思います。

○原田学校教育課長

学習者用タブレット端末につきましては、やはり子供たちの学びの道具として、これまでの紙ベースの読む、書くといった活動とともに併用する中で、ベストミックスを目指していくというのが根本にあるかと考えているところでございます。

その中で、タブレットの導入によるネット依存ということでございますけれども、本

市の学習者用タブレット端末の機能というのは、学校での学びに必要な機能に制限しているところから、例えばその児童生徒が時間を忘れて熱中してしまうようなオンラインゲームやSNSなどの機能は使用できず、また児童生徒が自宅に持ち帰った際にも20時から翌朝の8時までにはインターネット使用することができない設定になっていることから、生活への影響が少ない設定となっております、これが直接ネット依存の原因となるというのは考えにくいというのが、現在の認識でございます。

全国的な傾向として、ネット依存というのはどちらかといえば、個人所有のスマートフォン等の普及に合わせて増加しているものと捉えているところであります。これからの情報化社会については、やはりこういったICT機器は必要なものであると考えますと、その所持率が高まることよりもむしろ日本の子供たちがICTを学習に活用している割合が低いという調査結果もあることなどが課題ではないかと考えているところでございます。

今後も、情報活用能力の育成や情報モラル、適切なICTの活用方法等について、学ぶ学習の充実が求められるところと認識しており、先ほどの健康面の指導と合わせて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○森戸委員

ICTの活用度が低いといえば、そういう部分は分かりました。24年からデジタル教科書というような流れになろうかと思いますので、そうなる一つ懸念されるのはデジタルで見る部分と紙のよさの考える力とか、そういう面が危惧されているところではないかと思いますので、その辺のところがよくなるようにという、両方なるようお願いできたらと思えます。

それと次に、教育委員会会議の議事録を見ると、大学と連携していこうじゃないかとそういうふうな記述があるんですが、今後どのように進んでいくのか、どのように取り入れていくのか、その辺のところ分かればお示しをいただけたらと思えます。

○原田学校教育課長

大学との連携ということでございますけれども、現時点で学校教育課所管の施策については、周南公立大学と連携した具体的な取組はございませんけれども、光市と周南公立大学が包括的連携の協定を結んでおりまして、その中に教育力の向上に関するなどが連携事項となっていることから、今後そういった面での学校教育としての連携を深めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

社会教育につきましては、今年度より第3日曜日、家庭の日を周防の森ロッジを中心に家族ふれあいの日ということで、いろんな行事を展開して、今、行っておるところでございます、それと同時に社会教育団体や企業さんのほうに声をかけて、土曜日、第3日曜日以外のときにも事業を展開しているような状況がございます。

この社会教育団体等の中の事業で、周南公立大学とこの夏休みの期間に事前研修を含めまして計4回でデイキャンプを行っておる状況でございます。

これにつきましては、市内を中心とした小学生を対象にデイキャンプに参加をしていただいて、そこに中学生リーダー、中学生高校生のジュニアクラブ、それから周南公立大学、こちらのほうで連携し、デイキャンプを行ったということでございます。

これに伴いまして、小中高大の連携の形ができてきたんじゃないかなと思っております。こちらの取組につきましては、次年度以降も幅を広げながら連携を進めていきたいと思っております。

以上です。

○森戸委員

了解いたしました。

社会教育と学校教育の面で、地域の資源である公立大学ですかね、大学との連携をぜひこれからも模索をしていただけたらと思います。

以上で終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

先ほどの給食の収納について、5月末で98.85%という話があったんですが、収納方法について、まず教えてもらっていいですか。

○高橋学校給食センター所長

収納方法につきましては、納付書による納付、それから口座振替による納付というところが主でございます。

以上でございます。

○河村委員

そのパーセンテージを教えてください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

98.85%ということで、従前の場合は100%その給食費については納入があったわけですが、当初からその未納については心配をしておりましたし、昨今のこの今コロナの状況の中で、大変だという面が分からないわけではないんですが、恐らく30件ぐらいはあるんですね、この98.85%ということからいくとですね。その辺りの聞き取りと言いますか、しっかりやっていただきたい。出始めが肝心なんで、出始めにしっかりこういうことのフォローができていれば、ずっとその今のような状況を続けることができますの

でね。その辺りについては、しっかり対応をお願いしておきます。

それから、あと、部活の移行についてのお話なんですが、先般スポーツ庁が予算を1,000億円以上を確保するという話がありまして、都会ではその部活を地域に移行するに当たって、そういった地域団体なのか、あるいは部活を担当する学校の先生に対するということなのか、そのお金は例えば5年先には一体どういうふうな使い道になっているのかというのが、田舎では特によく見えないですよ。で、どういうふうな最終目的のところへ到達しようとしているのか。で、光市としてのその方針をどういうふうに今立てておられるのか。私は、以前から部活についてはいろいろこうアドバイスをしてきましたが、学校ではなかなか取り組んでこなかったんですね。その部活についていろんな意見、地域を入れようという話もなかなかうまくいかなかった。ここへきてですね、子供達の減少の中で部活はどんどんなくなっていく。で、じゃあ部活がないから中学校行くの嫌だというような話にもつながるわけですよ。部活が全くのそのできる子だけの部活になったんじゃあ、本来のそのスポーツを子供たちに教えるという観点からいくと、全く違う方向に行きそうな気がするんです。その辺りのところ、教育委員会がどういうふうに、今、まとめようとしているのか。あるいは、国がどういうふうにそういった金銭面での手当てをしようとしているのか、ちょっとお話をさせていただいたら。

○三好体育課長

それでは、部活動改革のお話でございますが、まず国の方針といたしましては、提言を基に各自治体の方に部活動が地域に移行するということから始まっております。地域に移行するということではあるんですけども、現在光市においてはこの提言を基に、どのような方法で進めていくのがいいものか、教育開発研究所を基本に、情報収集をしておるところでございます。

提言の中には地域スポーツの振興、それから競技スポーツの振興、これら両方の受け皿として考えるということがございますので、その辺りについても子供たちがあらゆるスポーツ活動に参画できるような体制がとれるような方向で、検討をしているところでございます。

以上でございます。

○升教育部長

若干補足をさせていただきます。

到達点とはどのようなお話がありました。地域移行の考え方は今、体育課長が申し上げたとおりでございますが、期間については令和5年から7年度の3年間を集中期間として取り組むようにということでございます。

また、国の方の動きでございますが、スポーツ庁、文化庁がございまして、スポーツ庁の方が若干先行しておりますが、まだ正式な通知等は示されておりません。スポーツ庁、文化庁に提言という形で、有識者会議から出ているような状況でございます。

光市の考え方というお尋ねもいただきました。こちらにつきましては、通知が出てからということにもなるかとは思いますが、市が一定程度の計画、こうやって進

めていくよといったものを策定するようなことも求められるような形で、今、進んでおりますので、そういった形でお示しをさせていただくことになろうかと思えます。

以上でございます。

○河村委員

今話を聞くと、じゃあスポーツ庁でいくらお金を用意しようと、こういう話は全く降りてきてないというふうにとれる訳です。要は、その部活を、言い方がちょっと難しいですね、子供たちに競技を含めて習得させるという目的の中で、学校の場合は残業時間の近くにやってきたいろんな方法を使ってですね、そういったものを単に改めようというのか、働き方改革の中でというその体のいい言葉はありますが、じゃあ今のある給与をカットして残業を付けよう。じゃあ、その残業代に充てる方法なのか、そのお金のその大きな使い道がまだ出てこない。で、地域移行すると言われても、受け皿は実は田舎では大変なんです。その、じゃあ受け皿を作る人にそのお金が出て行くのかと。で、現実的にはほとんどが皆ボランティアでやってもらっている中で、そこをどのようにその体制づくりと言いますか、部活は今まで学校そのものだったわけですよ。で、それが、じゃあスポーツに移行したときに、その学校との関わりをどうするのかというのを含めて情報発信をしていただかないと、周りのほうが早いんですよ。周りの方が早くて、いろんなスポーツの方から情報が個別に上がってくるという今の状況は改善をしないと、早くに情報収集をして、その対策を立てて、光市の方針をきちっと決めるということが、今、大事なところなので、細かいところについてはいろんな変化はあってもいいと思えますが、大方針をしっかりやっていただきたいというふうに思えます。

特に、今部活が減っていく中で、その子供自身が学校の選択に走ってくる。ちょっと危険なんです。地域の学校へ上がろうというんじゃなくて、よその学校へでも行く。今、最近テレビで吹奏楽のいろんな番組をやったりすることがありますが、鹿児島の方のその良い先生がいるということになると、全国から集まる、子供が。もうそういう時代になってしまったので、早くその光市としての在り方、どういうふうにしていくかという方針をですね、大きな方針をまず決めていただいて、そこから次へ周りのほうが協力しやすい体制というの、一つ大きなその市としての方針の中に入ると思うんですよ。いろんな人が協力をしてもらわなかったらできないというの、よく理解していただいてやっていただいたらと思えます。

以上です。

○高橋学校給食センター所長

先ほどの、学校給食費の口座振替利用率でございますが、98.09%でございます。

以上でございます。

○河村委員

できれば100%の口座振替が望ましいと思うんですが、中身についてもう半年経つのですが、把握をされてますか。学校にお任せで口座振替をやっている、手続きは。それ

とも、給食センターのほうで個別に父兄と対応しているわけですか。

○高橋学校給食センター所長

督促状を送る際とか、催告を送ったりする際には、口座振替の御案内というようなものも併せて送っているというところでございます。

以上でございます。

○河村委員

不納欠損を最終的に整理をするようなときに、いろいろな事情が当然あるわけですが、そこに至らないために一番最初のこの肝心なときに、じゃあ2%のご家庭の方の状況をしっかり把握することが大事なんです。それをまずやってください。よろしくお願いします。

以上です。

○小林委員

それでは、数点御質問をさせていただきます。

まず一点目としましては、少子化や自身のスキルアップのチャンスの少なさなどが影響しまして、仕事そのものに将来性を感じられていないと考えている教員が一定数おられるということがございます。また、生徒との良好な関係性が築けずにそれを誰にも相談できずに体調を崩し退職をするケース、こういうことも見受けられます。こういう問題が光市だけではなく、全国的な問題としてございます。

こうした状況を踏まえて、管理職と教職員における質の高い面談を定期的に行う必要があると考えますが、現在の状況を確認させてください。

また、いわゆる組織内、学校内、そして教育委員会と学校間、こういう風通しをより良くするために、いわゆるスピークアップしていく文化の醸成が必要と考えていますが、見解をお示しをください。

○原田学校教育課長

まず、管理職と教職員の面談についてのお問い合わせについて、こちらの面談につきましては、全ての教職員が管理職と教職員評価のための面談というものを年3回実施しているところでございます。この面談においては、教職員の自己目標やその進捗状況や達成状況等を確認しながら、指導助言を行うだけではなくて、個々の教職員の思いや願い、あるいはその不安や悩み等も把握し、指導助言を行いながら不安や悩みの解消に努めているところでございます。

また、教職員が一人で悩み事を抱え込まないように、早めに気づき相談できる体制づくりとして、管理職だけではなく、例えばその教務主任あるいは学年主任、養護教諭等によるラインケアの体制も整えているところでございます。

なお、匿名性を担保した上での管理職等への意見等については、学校評価を行なう上での無記名のアンケート等を実施する中で、率直な気づきや意見といったものを収集し

ているところでございます。

これらの取組のように、相談体制等の充実、それから良好な職場環境、雰囲気醸成に取り組むことで、教職員が安心して生き生きと働き続けられる環境整備に努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

よく理解ができました。ラインケアというところで、いわゆるその管理職の方以外でも様々な視点で教職員の悩み、あるいはこういうふうにやっていきたいというところをしっかりとフォローされているということが理解できました。

近年、やっぱり職業を選ぶ際のポイントとして、いわゆる給与よりもやっぱり働きやすさを優先する人が実は増えてきている傾向があるんですね。そういうことから、やはり現場の声をしっかりと聞きながら、学校の環境を整備していく。そうすることが、学校の生産性を上げることにもつながると考えますので、引き続きの対応をよろしくお願いいたします。

あと、その実際の学校の職場環境を良くしていくっていうところを、例えば学校の現場の教職員だけに限定して担当させてしまうと、その人たちの業務負荷にもつながりかねないことから、そういう観点からは例えば外部リソース、あるいは少し有識者の声を聞きながら、そういうところにも取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

あともう一点ございます。

不登校や学校生活に不応の状態にある児童生徒に対して、学校家庭以外で日常的に学ぶ場である教育センター「まなびばひかり」が開設をされましたが、これまでの運営状況をお示しをください。また、運営面での課題やその改善策についても、併せてお示しをください。

○原田学校教育課長

教育支援センター「まなびばひかり」についてのお問い合わせをいただきました。こちらの利用状況といたしましては、開所した5月1日から9月16日現在までで、延べ54名の利用がございました。開所する日は、本来学校が開いている期間ということの基本としておりましたけれども、このたび検討しまして不登校の状態にある児童生徒の生活にもリズムを整えるという意味で、8月末から開所し、支援も行なっているところでございます。

利用している児童生徒については、スクールライフ支援員が寄り添い、自学自習の支援をしたり相談をしたりしているというところでございまして、まずはその週1回の利用から始め、保護者本人とスクールライフ支援員が話し合い、支援のあり方を検討しながら支援を継続しているところでございます。

そして、運営面での課題といたしましては、スクールライフ支援員の支援などは受け入れられるけれども、「まなびばひかり」の利用までには至らないという児童生徒がい

るところでございます。

既に「まなびばひかり」については、管理職だけでなく生徒指導主任や教育相談担当、養護教諭等にも認知されているところで、不登校の状態にある児童生徒と利用の検討までは話が進むのですが、いざ実際に利用となるとなかなか児童生徒が来ることができないというケースもあるということで、その辺りには保護者の送迎というものも一つの要因となっている可能性もあるかと考えているところでございます。

改善策といたしましては、今後も気軽に利用できる場づくり、環境づくりを継続するとともに、取組の中身についてしっかり御理解を深めてもらえるよう、管理職をはじめ、生徒指導主任や教育相談担当と連携を深めていきたいと考えているところでございます。

また、先ほど申しましたように、なかなか「まなびばひかり」まではちょっとステップが大きいということに関しましては、月一回の「あそびばひかり」という取組も行っておりますので、こちらの参加を募って、さらに不登校児童生徒の交流の場を増やして、将来的な社会復帰や学校復帰に向けた「まなびばひかり」の利用にもつながるようにしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

ありがとうございます。非常によく理解ができました。やはり、今実際に54名の方が、延べとしてですけど、利用されているというところと、課題についてもしっかりと「まなびばひかり」までなかなか足が向かないという生徒がいて、一定数おられて、その人たちに対する改善策というところも取られているというところがわかりました。

非常にこの「まなびばひかり」に関しては、私も少し保護者の方からコメントをいただいている、非常に少し御息さんの考え方を考える機会につながっているというふうに聞いています。その上で、やはりその方たちは「まなびばひかり」に行けたからこそ得られた境地だと思うんですね。ただ、残念ながらそこに行かない人たちに対してのフォローというところが、多分今後の改善策としてプライオリティとしては非常に高いと思うので、その点についてはしっかりと「まなびばひかり」のやっていること、思いとか、そして目指している方向性というところをしっかりと説明をしていただくということまず第一なんですけど、例えば保護者の送迎がもし課題としてあるのであれば、そこに対する対策というところについても、ぜひ御検討のほうよろしく願いいたします。私からは以上です。

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第 43 号 光市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例

説 明：藤井情報・D X推進課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第 39 号 令和 4 年度光市一般会計補正予算（第 4 号）（政策企画部所管分）

説 明：北川財政課長 ～別紙

質 疑

○西村委員

1 点、参考のために確認させて欲しいのですけれども、11 ページの情報化推進事務費のところの説明のあったマイナポイント申込み支援のために増員をされるというふうなことだったと思うのですけれども、私自身、本庁に来たとき、よく 1 階の対応の窓口というか、あそこに座っている方が多いなというのは、何となく肌で感じておるところなんですけれども、想定以上の人数ということだったのですけれども、大体どれぐらいの人数が多いときで来ていてというところが気になったので、教えてもらってもいいですか。

○藤井情報・D X推進課長

マイナポイントの申請支援のことについての御質問でございます。

6 月 30 日のマイナポイント第 2 弾申込み開始以降では、昨日 9 月 20 日現在で、累計で 2,518 人、1 日平均にいたしますと 45 名、また支援会場を本庁舎 1 階へ開設した 8 月 1 日以降では、1 日平均 54 名の支援を行っております。また、これまでの最大の御支援人数は 9 月 15 日の 95 人でございます。

なお、参考に申しますと、マイナポイント第 1 弾が始まった令和 2 年 7 月から 9 月末まででは、平均 13 名程度でございました。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。大分人数が多いと、多いときで 100 名近い対応をされている

ということで理解をしました。

ちなみに、この増員の体制というのはいつまで続くと認識していればよいでしょうか。

○藤井情報・DX推進課長

増員体制の予定でございますが、マイナポイント第2弾の対象がマイナンバーカードの申請を9月末までにした方であったため、マイナンバーカードの交付に最長2か月かかるものと見込み、11月末に交付を受けた人のマイナポイント申請支援が見込まれる12月末まで増員体制を維持することとしております。

一方、昨日9月20日に国からマイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限が12月末まで延長になる旨事務連絡がございました。こうした国の方針に変更があったことから、1月以降の体制についてはマイナポイントの申請支援の状況や、マイナンバーカードの申請状況を見て、必要に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○仲小路委員

先ほどの歳入と歳出の関係の確認なんですけれども、歳入でマイナポイント事業費補助金55万円と、それからその下の市町村提案型デジタルデバインド対策事務費の20万円があります。これが先ほどの情報化推進事務費の75万円に当たるので、確認よろしいでしょうか。

○藤井情報・DX推進課長

はい。そのとおりでございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

○河村委員

先ほど、11ページの一番上の財産管理事業で説明をされたのですが、もう一回、ちょっと説明を聞かせてもらっていいですか。

○北川財政課長

補正予算書11ページの一番上、財産管理事業の140万円でございますけれども、県道徳山光線と市道岩狩線との交差点付近、こちらの市有地を貸し付けて建設されておる建物につきまして、所有者から寄附を受けましたことから、交差点の視認性を向上させ

るため、解体するための費用ということでございます。
以上でございます。

○河村委員
交差点の何って。

○北川財政課長
交差点の視認性でございます。
以上でございます。

○河村委員
最初言ったときは、何かもうちょっと言葉が違っていたような気がするのだけど、この間、本会議でも話があって、解体だけだと、今の交通安全を含めた交差点改良ではないと、こういう話なんですけど、何のためにこれを解体するわけ。

○北川財政課長
何のために解体するのかというお尋ねでございます。普通財産で貸し付けておる土地に建っているものがございますけれども、契約更新しないということと併せて寄附を受けたということでございますが、財政課といたしましては、普通財産上のこの建物について今後活用の見込みがないということで解体をするということでございます。
以上でございます。

○河村委員
普通財産だからという話もありましたが、水路の上に建っている、水路は、今私の感覚では、あれは河川だと思っておりますけど、市の財産ではないか。財産だろう。

○北川財政課長
行政財産でございます。
以上でございます。

○河村委員
小河川も市の物。何mとか、基準があったっけ。

○岡村政策企画部長
家屋が建っている土地は、登記簿上は確か堤というふうになっておりまして、一つの土地でございます、その所有については光市ということになっております。
以上でございます。

○河村委員

小河川だけれども、あそこは堤。

○岡村政策企画部長

登記簿上の地目で申しますと、たしか堤ということだったかと記憶しております。

○河村委員

登記簿上の登記が、河川が堤になるということがある。あの小河川は、地番があるの。

○岡村政策企画部長

たしか、あったと思います。

○北川財政課長

当該土地につきましては、今建物が建っているところから下手、島田川方面に向かって一筆の筆になっているものでございます。

以上でございます。

○河村委員

一筆になっている、当該土地はもともとその圃場整備をやったので、水路のような形で、今、島田川のほうにはいなくて、ゆーぱーくのほうへ流れていっているわけだけど、それは地番のある河川。

○岡村政策企画部長

図面上は、地番があります。

○河村委員

地番があるということは、何らかの方法を使えば改修ができるという解釈になりますね。

○北川財政課長

地番がついておりますのは、先ほど申し上げております当該建物が建っておる一筆の土地、こちらは地目が堤となっております。その横に水路ということで、こちらに水みちというか、水路が走っているような状況になっております。

以上でございます。

○河村委員

もうちょっとゆっくり言ってもらわないと分からないのだけど、堤と、いいですか、あそこに小河川があって、その上に建物が建っているわけです。その建物が建っているところの底地については、堤だと。それ以外に、別に小河川があると、こういう話なの。どうも説明が理解ができないが。

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・

○北川財政課長

県道徳山光線と市道岩狩線との交差点付近にある建物が存する土地の部分について御説明を申し上げます。

当該建物が建っておりますところにつきましては、当該建物からゆーぱーくの光の裏を通り、島田川に至るまでが一筆の土地となっております。登記地目については堤でございます。

もう一つ、その隣、当該土地の隣と市道岩狩線との間の部分が、水路というか、青線となっておりますが、当該部分については先ほど申し上げました堤に沿って、こちらも島田川まで一本が流れているような現況となっております。

以上でございます。

○河村委員

理解しましたが、いずれにしても地番があるものとなないものを含めて、正常でない所に建物が建っておったと、それを解体しようと、こういうお話の予算なんですが、この140万円が転がっているわけではないので、お金を使うからには市民福祉の向上につながるというのが前提ですから、そういったことをきっちり整理をして、140万円のこの解体費用というのを言っていたほうが正解ではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他 (所管事務調査)

質 疑

○西村委員

1点ほど伺いいたします。情報受発信ツール導入事業についてなんですけれども、これまでの答弁で10月にリリースをとということで聞いております。最終的にどういった機能を今盛り込んでいるのか、そしてその進捗状況、あるいはそのリリースのスケジュール等、決まっていればそのあたりをお聞かせ願います。

○藤井情報・DX推進課長

情報受発信ツール事業に関する御質問でございます。

本事業は、LINEの光市公式アカウントを開設し、アカウントの運用ツールと連携

することで市民の希望に応じた情報発信や、道路の不具合等の通報、ごみの分別の自動応答など様々な機能を持たせることができるように構築し、10月からのサービス開始を目指しているものでございます。

機能の最終決定に当たっては、LINEから発信したい、または通報を受けたい項目や、LINEからリンクしたいコンテンツについて全庁的な照会を実施いたしました。

まず、情報発信項目として、これまでのメール配信サービスで配信していた内容に加え、新型コロナウイルス感染症に関する情報を発信いたします。さらに、照会の結果、12の部署から16項目の提案が挙がり、現在数種類のカテゴリーに配分し、配信することを関係部署と検討しているところでございます。例えば、市政情報や観光情報、イベント情報など、分かりやすいカテゴリーに分類し、選びやすいよう検討を進めているところです。

次に、通報項目につきましては、道路や公園遊具の不具合、有害鳥獣に関するものに加え、道路に設置しておりますカーブミラーの不具合についての要望があり、通報項目の一つとして追加する予定で構築を進めているところでございます。

次に、ごみの名称を入力すると、分別方法を自動で回答するごみ分別自動応答機能では、既存のごみ分別辞典をベースとしてシステムへの取り込みを行いました。

しかし、ごみ分別辞典のごみの名称のままでは検索が困難であることから、ごみの名称も簡易なものとし、平仮名や片仮名での検索も可能となるよう工夫を行っているところでございます。例えば、空き缶などは、缶という漢字1文字でも検索できるようにするほか、平仮名や片仮名で検索されることも想定し、対応したいと考えております。

また、ごみの日当日の朝、または前日の夜を選択し、収集品目を知らせてくれるごみの日通知機能を搭載いたします。

その他、行政手続のオンライン申請や、市ホームページへのリンクも掲載する予定でございます。

次に、今後のスケジュールでございますが、LINEから行政手続のオンライン申請ができるよう、電子申請システムへのリンクを行う予定であることから、先ほど御審議いただきました光市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の御議決を得た後、条例の施行日に合わせ、10月中旬に開始する予定で準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

詳細な説明ありがとうございます。大分具体的にやっぱりなってきたところですね。特に、こんなにたくさん項目があるというのは僕自身も今初めて知ったところで、ごみの分別の機能であったりとか、そういったところの紹介というのは、非常に重宝しそうだという感想を今持ちました。同時に、やっぱりいろいろなところから若い世代、自分の周りの世代を中心にツールの行く末をすごく気にしていらっしゃる、特に不具合とか、そういったものの通報機能のところに関しては、すごい期待というか、関心も高いところかなというふうに、私の周りの人からも感じ取られると

ころで、期待をしておるところでございます。

そこで、10 月の中旬ぐらいを目途にということだったんですけれども、そのツールの周知についてはどのように行っていくのでしょうか、お伺いいたします。

○藤井情報・DX推進課長

ツールの周知に関する御質問をいただきました。

周知といたしましては、まずサービス開始後に発行される 10 月 25 日発行の 11 月号広報において、具体的なLINEの画面なども掲載しながら、機能や使い方などについて市民の皆様に御紹介する予定でございます。

また、記者発表を行うとともに、ホームページやフェイスブック、インスタグラムなどの媒体も通じて、サービス開始前から随時お知らせをしていきたいと考えております。

さらに、ポスターやチラシを作成し、継続的により広く周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。そうした周知を含めて、一人でも多くの方に利用をいただけるように、工夫のほど引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

○仲小路委員

スマートフォンの購入費用の助成が始まりましたけども、現在何件の補助がありますでしょうか。また、この申請において、不備で再度の手続は全く補助にならないというふうな事例がありましたでしょうか。

○藤井情報・DX推進課長

スマホ購入支援についての御質問でございます。

デジタル格差是正に対応し、誰一人取り残されないデジタル化を実現するため、スマートフォンを所持していない 65 歳以上の市民を対象にスマートフォンの購入を支援するため、上限 1 万円を支給をするもので、8 月から申請の受付を開始したところです。

御質問の現在の申請状況でございますが、8 月は申請を 20 件受け付け、全件交付決定を行ったところです。今後、10 月 7 日に振込を行う予定としております。

また、9 月につきましては、昨日 9 月 20 日現在で 11 件申請を受け付けております。

次に、申請の不備や、補助にならない事例についてでございますが、申請の不備については、契約書など、費用や購入した店舗を確認する書類などがそろっていなかったため、再度来庁いただいた事例が数件ございました。

なお、そういった申請についても、審査の結果、交付を決定しております。

また、補助にならない事例については、そういった事例はございません。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

○中村委員

イベントについてちょっとお聞きしたいと思います。

コロナの前では、例年、まちぐるみWeddingの開催や、ひかりの女子旅などのシティプロモーション主催のイベントがあったと思います。コロナになってから、この令和2年と3年のウエディングイベント等は中止となったのですけれども、現在制限がない状態で、これからもゆっくりとは思うのですけれども、緩和されていくという傾向の中、光の魅力を効果的に発信するイベントについて、今年度の開催の予定というのは、どのようになっているか教えてください。

○佐々木企画調整課長

こんにちは。シティプロモーションの事業についてお尋ねをいただきました。

今年度のまちぐるみWeddingにつきましては、本市の魅力の一つである自然や花木の美しさを発信することができる冠山総合公園において、おせっかいプロジェクトチームとの連携により実施することとしておりまして、10月8日の土曜日に開催を予定をしておるところでございます。当日は、開催時間を夕方といたしまして、吹奏楽の迫力ある演奏と、日没前後の幻想的な雰囲気の中で、光と音のまちぐるみナイトWeddingと銘打って、効果的な情報発信をしてまいりたいというふうに考えております。

また、このまちぐるみWeddingが以前全国表彰を受賞した際に、評価をいただいた審査委員で、直木賞作家の角田光代さんを本市にお招きいたしまして、本市のまちの推奨意欲や、まちづくりへの参画意欲を高めるためのプロモーション活動を展開するまちの「光」認識・発見事業を同日10月8日の日中に実施する予定としております。本市の魅力的なひかりスポットを角田さんが巡り、参加市民と一緒に体験し、語り合うことで魅力を共感してもらおうとするものでございます。

ひかりスポットとして訪れるのは、食の魅力という観点から岩田にある森林の里バナナ農園と、ものづくりの魅力という視点から室積の光井鉄工所の2か所を予定をしております。その2か所を中心に、地域の農業、野菜、果物などの食の魅力と、地元企業のアイデア商品や高い技術力など、ものづくりの魅力について紹介し、その魅力を市内外に発信していただくことを想定しております。

なお、全ての行程を終了した後に、角田さんには、本市とのつながりとなったまちぐるみWeddingを視察をしていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。Weddingは、来月の8日の夕方、吹奏楽などの演奏とともに行うということで、楽しみでございます。

今、答弁にありました角田さんを迎えての事業、まちの「光」認識・発見事業というものがありましたけれども、同日の昼間に行われるということのお話がありました、どういった内容なのか、詳細をもう少し詳しく教えていただけたらと思います。

○佐々木企画調整課長

まちの「光」認識・発見事業の具体的な内容ということでございますが、バナナ農園では、まずは農園を見学をしていただきまして、参加者の皆さんにもぎ取りの体験をしていただくというふうに考えております。その後に、感想や質疑等、角田さんを交えたトークとともに、御参加いただいた農家の方から自慢の産品なんかも紹介していただきながら、地域の農業の魅力を発信していきたいと考えております。

もう一つ、光井鉄工所のほうでは、鉄道車両等の丁番などの製造の紹介ですとか、工場から見渡せる瀬戸内海の風景を見学していただいた後に、参加いただいた別の企業の方からも自慢の商品を紹介していただきたいというふうに考えております。

いずれのスポットにおきましても参加者に対してロコミやSNSを活用した情報発信を依頼するとともに、角田さんには作家の視点から感想をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中村委員

詳細ありがとうございます。せっかくイベントをやるので、盛り上がっていけばいいなと思いますが、イベントのこういった開催というのは、本当に労力や時間もそうですし、ましてやお金もかかることなんですけれども、市民の方々がやっぱりイベントが大好きで、イベントを欲している、こういうコロナ禍の中でイベントがなくなっている中で、本当にイベントを欲している状況で、主催は違うのですが、今度、来月にもあります光まつりなんかも本当に楽しみにしているという声をたくさん聞きます。今、制限はないとはいえ、まだまだコロナ禍の中ですが、バランスを取りながら、コロナ後を考えながら、今後ともこういったイベントへの取組を前向きにお願いして、質問を終わります。

○森戸委員

何点かお尋ねをいたしますが、1点目が市長と気軽にミーティングというのを開催されていると思いますが、どのぐらい開催、今年度で構いませんが、どのぐらい開催されているかと、その成果について、何かあればお示しをいただけたらと思います。

○佐々木企画調整課長

市長と気軽にミーティングでございますが、市内の団体、グループを募集したところ、2組の団体から応募がございまして、8月の下旬に実施をしたところでございます。

1組目は、山根町有志というグループ17人でございますが、8月23日に山根町自治会館で行いました。対話の内容につきましては、「笑顔のつながり」として、市民活動

や生涯学習について市長との意見交換を行いました。

2組目は、ミラつくプロジェクトのグループ4人と8月25日に地域づくり支援センターで行い、対話の内容は、「元気のつながり」として虹ヶ浜海岸の観光や、にぎわいづくりについて市長との意見交換を交わしたところでございます。

対話の中では、まず今年度からスタートいたしました第3次光市総合計画の概要を市長から市政報告として説明をした後に、グループの代表から活動内容などの紹介をいただき、参加者で意見交換をするという流れで行っております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。それぞれの成果については、またお尋ねいたしますけれども、こういう有効な場だとは思いますが、手挙げ方式だとは思いますが、数を重ねていただけたらと思います。

次に、行政手続の簡素化について少しお尋ねをいたします。

連合自治会とか、自治会では、年間に占用ですか、何か所も契約を行うというケースがあるかと思えます。複数の行政財産であったりとか、法定外の公共物を占有したりとか、それぞれ規則が違うわけなんですけど、規則や条例が、契約する期間も1年、毎年であったり、5年であったりまちまちな状況にあります。こういった状況の中で、市民側といいますか、そういう公的な団体、公的に近いような団体であったら、その手続自体を簡素化するような、毎年、毎年という形ではなくて、簡素化するようなことができないのかどうか、その辺のところをちょっと尋ねできたらと思います。

○岩崎行政経営室長

こんにちは。自治会による占用などの更新手続の簡素化ができないかとお尋ねでございます。

行政財産には、様々な目的のものがございまして、それぞれの行政財産を占用または目的外に使用する場合には、それぞれの法令等の定めに従って、行政財産を管理する所管課において許可手続を行っているところです。

手続の簡素化についてのお尋ねですが、各自治会様には地域自治の中核的な役割を担っていただいていることは重々承知しております。しかしながら、公平公正の面からも法令等の定めに従った手続をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

分かる範囲で結構なんですけど、行政財産であればどのぐらいの年数で更新をしていくのか、法定外の公共物であればどのぐらいで更新していくのか、その辺のほう分かりますか。

○岩崎行政経営室長

更新の年月についてのお尋ねですが、私のほうからは所管している行政財産のところだけお答えさせていただきますと、基本は1年、原則は1年でございます。

以上でございます。

○森戸委員

法定外の公共物等であれば、5年とかいろいろあるわけなんですけど、1つの部署だけではありませんので、ぜひそういう団体の立場に立った形で、できるだけ簡素化を考えていただけたらと思います。公平公正という観点もございませうけれど、市民生活、そういうところに置かれているのは、ごみ置き場だったりとか、防犯灯であったりとか、地域の生活に必要なものだと思いますので、企業が借りるといふこととはまた少し違いますので、ぜひその辺は立場に立って手続の簡素化が行えるように、ぜひ御検討いただけたらと思います。

それと、ネーミングライツについてお尋ねをいたしますが、このネーミングライツは、以前、盛んに議会でも提案をされていたわけなんですけど、いきなりというか、いきなりやろうというような流れになってきたわけなんですけど、それはどういう理由なんですか。財政が切迫しているからとか、そういうあれなんですか。その辺のところは何でこう、いきなりこう出てきたのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○岩崎行政経営室長

ネーミングライツの経緯でございますが、これは第3次大綱の次に、行財政構造改革推進プランということで、これまでの前例等にとらわれずに挑戦していこうというプラン、その中で挑戦していこうとなったものでございます。

以上でございます。

○森戸委員

それはそのとおりでございます。その流れを知っていますので、そのとおりでございますが、以前、相当これ出ていたと思うのです。そのときはほとんど取り上げられなかったというのが現実なので、時代が変わったのと、職員も替わられて、進取の気性が出てきたんだなというふうに理解をするところであります。このネーミングライツについてなんですけど、公共施設というだけではなくていろんなパターンがあるのではないかと思います。要はその道路であるとか、いろんな事例があると思いますが、その辺の事例が分かれば教えていただけますか、ユニークな例とかです。

○岩崎行政経営室長

ネーミングライツの例について、他市の例ということでお尋ねをいただきました。

他市では森とか、そういったものにネーミングライツを適用しているところがございます。

以上でございます。

○森戸委員

山口県の大手の銀行が、北九州で道路自体をネーミングライツしていたというのは、道路の管理費用を出す代わりに、そこに企業名が冠となるというような事例もありましたし、森とかについては以前も視察に行ったことがあるんですけど、北九州ではなくて、鳥栖か何か、大手のボトリング会社が企業の森ということで、森自体を管理をして、管理費を出して、社員が間伐とか、枝打ちとかも参加をして守っているといいますか、そういうふうな事例もありましたので、ぜひそういった公共施設というだけではなくて、今言ったような事例も含めて御検討いただけたらと思うのですが、その辺の考え方、これ以外に適用するというような考え方があるのかどうか、公共施設以外にも広げていこうという考えがあるのかどうか、その辺のところの考え方をお尋ねいたします。

○岩崎行政経営室長

ネーミングライツの導入対象についての考え方ということでお尋ねをいただきました。

ネーミングライツは、企業が主に広告宣伝効果を期待して、その対価となるネーミングライツ料、これを支払うもので、不特定多数の市民等が利用する公共施設の中から、今回でいいますと、冠山総合公園、光市総合体育館、大和運動公園と、この3つの施設を選定し、募集をかけていくということでございます。ネーミングライツの制度の導入に当たっては、対象とする施設については、施設所管課と検討を行っておりました。現在のところは、委員から御指摘がありました道路、また森といったところは対象としておりません。

しかしながら、例えば社会貢献などの観点から民間提案制度、こちらを活用して企業から、先ほどの例でいいますと森などに対して、愛称付与の提案があるなど、企業ニーズ、こちらが見込めるか、見込めるのであれば、施設所管課とともに導入を検討する必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。よろしく申し上げます。

以上で終わります。

○河村委員

今のちょっと、ネーミングライツの続きをさせてください。これが取っかかりなので、うまくいかなければいけないというところが一つあるのですが、やるからにはある程度それに呼応できるその企業からの話というのは、事前に聞いたの。うちでいったら、大手2社とそれに付属するとか、会議所の会頭とか、副会頭とか、そういった類いのところ以外に、100万円とか大きな金額を出してやれるところというのがあまりないような気がするのですが、そのあたりはどうなんです。

○岩崎行政経営室長

このプランが挑戦的な内容ということでございますので、お尋ねのあったような、まず事前に企業から打診があったということはございませんが、一方で制度を取り組むとなったときに、商工会議所なりそういった市内の商工団体を通じて、広く一般にやり始めますということは周知を図っていております。

以上でございます。

○河村委員

なかなかその、うちぐらいの規模の市では難しいので、できなければできないで、その難しさが表に出てくる話になるので、事前にやはりそのあたりのところは調整をすることが大事だろうと、最終的には、もしも年度末にはお願いにいかないといけないようなケースというのまで考えておるわけですか。

○岩崎行政経営室長

募集状況を見ながら、所管課とも連携しながら、先ほど言った市内商工団体であるとか、所管課がお願いしたいというような企業に対しては、個別に対応を図っていく、またそれと併せてホームページ等で広く募集も行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

例えばの話で、岩国なんかは市民ホールか何かのときに、大手の企業が出てきて、指定管理を受けたりということがあるわけですが、なかなか人口規模の小さいところでそういうケースはすごく稀だろうと思うのです。できるだけそれは何とか成果が上がるのが望ましいとは思いますが、そんなことを含めて、行政で始めた以上は、きっちり成果が上がるように取組をお願いしたいと思います。何かいい案があるなら言ってください。

○岩崎行政経営室長

県内でもほとんどの市、やっていないところというのは、当室で調べたところ、萩市と、光市と、岩国市がネーミングライツを導入していないというようなところがございまして、他市の事例も踏まえながら、他市の所管課に聞き込み等を行うなどして、よりよい方法を探っていきながら、なるべく、なるべくと言いますか、年度内には選定できる方向で努力したいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

結構です。

○小林委員

1点質問をさせていただきます。

現在、デジタル化推進体制構築のために、専門的な知識を有する民間人材を任用されていますが、いわゆるどのような協働体性で、どのような取組を行っているのかというのをお示しをください。

○藤井情報・DX推進課長

デジタル化推進アドバイザーの方への御質問をいただきました。

デジタル関連施策を実効性のあるものとするため、現在リコージャパン株式会社の鈴木隆浩さんにデジタル化推進アドバイザーとして支援をいただいているところです。

御質問の協働体制についてでございますが、行政手続のオンライン化のシステム構築や情報受発信ツールの導入では、ワーキンググループへ鈴木さんも参加し、一緒に申請データの取扱いについて、効率のよいやり方を検討していただきました。また、行政手続のオンライン化では、個別手続ごとの所管課との調整において一緒に議論に加わっていただき、課題に対する解決策の提案をいただいているところです。

次に、取組内容についてでございますが、先ほど申しました行政手続のオンライン化や、情報受発信ツールの導入に対する助言のほか、光市行財政構造改革推進プランに掲げる事業の実施について支援を受けております。

具体的には、内部事務の電子化、ペーパーレス化について、鈴木アドバイザーや、鈴木アドバイザーの所属先であるリコージャパン株式会社の協力の下、現状の問題・課題を把握することを目的とし、サンプリング抽出したモデル課6課を対象とした文書の收受から廃棄に至る取扱いに関するインタビュー調査や、執務室内の観察調査を行うとともに、現状の書庫内保存文書の文書量及び観察調査を8月30日に実施いたしました。現在、調査結果の整理をリコージャパン社において実施中であり、今月末には報告会を実施する予定でございます。

今後は、報告書を基に体系的な課題、ルール上の問題点などの解決に向けた取組に進めていきたいと考えております。

その他にも、同じくプランに掲げる事業であるキャッシュレス決済等を利用した市民税等の納付の推進について、その取組の第一歩として関係各課によるキャッシュレス決済の導入に対する勉強会を鈴木アドバイザーや、鈴木アドバイザーの所属先であるリコージャパン社の協力の下、今月末に実施することとしております。

以上でございます。

○小林委員

今の御説明の中で、行政手続のオンライン化、あるいはペーパーレス化やキャッシュレス決済など、様々な項目にわたって協働体制が引かれていて、それはやはりデジタル化を推進するために各所管をまたいだ形で活動を行うということは理解ができました。やはりそういう専門的な知識を有する方のいわゆる専門的な知識を活用することによって、より有効なスキームというか、形ができていくと思いますので、引き続きの取組をお願いするところと、やはり職員さんの、プロジェクトに携わっていく職員さんのレベルアップにもつながっていくと思いますので、これについてもぜひ成功事例とし

て、ほかの携わっていない職員の方にもこういう成功事例があって、皆さんはこういうふう to 成長していきますという、皆さんと共有する機会があればいいなと思いますので、それについてもぜひ御検討のほうをよろしく願いいたします。

以上です。

3 市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第 39 号 令和 4 年度光市一般会計補正予算（第 4 号）（市民部所管分）

説 明：中田市民課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

今の戸籍の管理事業で、よそからとの相互交信と言いますが、できるということなんです、今あるので、何がどういうふうに住民からすると変わるんです。

○中田市民課長

主なもので申し上げますと、広域交付と言いまして、現状では戸籍の証明書は本籍地でないと取得できないという状況でございますが、これは現在戸籍だけに限られる可能性が高いですが、どこの市役所においても取得ができるようになるという形になります。

また、婚姻届けなどの戸籍の届書を本籍地以外で提出する場合には戸籍の証明書の添付が必要になりますが、それも不要になるというような形で、市民にとっての利便性が向上するということでございます。

以上でございます。

○河村委員

戸籍は、今のコンビニじゃあ、もらえんのかいね。

○中田市民課長

本市では、コンビニ交付の対象としておりません。

以上でございます。

○河村委員

この間、自分の印鑑証明取ろうと思うたらマイナンバーカードではもらえんかったわけいね。それで、じゃあ、よその戸籍の人来たときに、それはマイナンバーカードじゃあ、当然もらえんわね、うちじゃ。それは所定の用紙を使って申請するようになるわけ。

○中田市民課長

想定されるのは通常の窓口用の交付申請書を御利用いただいて申請するという形と考えております。

○河村委員

じゃあ、そのカードで便利になったというよりは、よその市町村との戸籍のやり取りがきちっとできて、今の戸籍の謄本とか、そういうものが、よその者でも光市でも取れ

るということなんですか。

○中田市民課長

そのように御理解いただいて大丈夫だと思います。

○河村委員

分かりました。せっかくマイナンバーカードというものを基にするのであれば、ここへ、マイナンバーカードで持ってきたときに、身分証明の代わりになって、本人確認ができる。その上で出てくるというのが一番望ましいと思うんですが、特にこの周辺に住んでいると、コンビニに行くよりは役所に来るほうが近いので、そのあたりのマイナンバーカードの利便性というのも考えてもらったらと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第 40 号 令和 4 年度光市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

説 明：中田市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第 42 号 令和 4 年度光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

説 明：中田市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○西村委員

それでは何点か質問させていただきます。

まず、1点目なんですけれども、政策のほうで、マイナポイントの支援事業ということで、人員を増員するぐらい対応の件数が多いというところなんですけれども、それに関連をして、マイナンバーカードの普及率というのは上昇しているのでしょうか。そのあたりをお願いいたします。

○中田市民課長

マイナンバーカードの普及について、交付率で申し上げさせていただこうと思います。

直近の数字と数か月前の数字で比較させていただこうと思うんですが、5月末時点が48.7%の交付率でございます。8月末が51.4%でございます。上昇率が2.7%となっております。6月、7月の上昇率がそれぞれ0.4、0.5%ございましたが、8月の上昇率は1.8%となっております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。やはり、ポイントの事業の影響を受けて、ある程度マイナンバーカード自体も発行の件数が増えたというところかと思えます。とはいえ、50%を超えて51.4%になったというところで、ようやく対象の半数が持ったというところかと思えます。決して、どうなんですか、少ない数字ではないと思うんですけれども、これから、まだまだ半数の人が持ってないというところで、引き続き、この事業も含めた上で、周知の上で普及が進むようお願いをいたします。

それから、以前、地域づくりの関係で、ウェブ会議のセットが整備されたように記憶をしておるんですけれども、ホームページの地域づくりの課のところの備品貸出リストを拝見したところ、このウェブの貸出セットというものがなかったように思うんですけれども、これの取扱いというのはどのようになっているのでしょうか、お願いいたします。

○讚井地域づくり推進課長

ウェブ会議システムにつきましては、コロナ禍におきましてもコミュニティ活動や生涯学習の推進、また、DX推進に向けた取組として、リモートで会議などができるウェブ会議用システムを5月末までに地域づくり推進課に整備をし、機器のセットアップを行いまして、6月中旬より利用可能としたところであります。

このウェブ会議用システムでございますが、現在、市民活動団体や生涯学習団体を対象に地域づくり支援センターや各コミュニティセンターにおいてオンライン会議等を行う際に貸出しを行うこととしておりまして、現時点においては一般市民向けへの貸出しを想定しておりません。したがって、現在は市民活動ネットワークやコミセン職員等を通じ、活用について周知を図っているところであります。市ホームページのコミュニ

ティ備品の貸出リストには掲載をしていない状況でございます。
以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

誰でも使えるというよりは、市民活動団体であったり、そういったところが使用ができるというところで、実際にその購入をして以降の利用の状況と市民活動団体というふうに先ほどおっしゃいましたけど、主な貸出先というのか、そういったものになり得るようなものというのが、どういったものがあるのかというの、もう少し教えていただけますか。

○讚井地域づくり推進課長

利用状況でございますが、6月から現在までですが、市民活動団体で1団体、県との会議で御利用されております。また、10月の市民活動活性化講座でも使用の予定があります。

主な貸出先になり得るものには、どういったものがあるかということでございますが、想定しておりますのは、先ほど申し上げましたように市民活動団体であるとか、生涯学習団体、そのほか各コミュニティセンターなどを想定しているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

生涯学習であったりとか、各コミセンであったり、そういったところも対象になっておるというところで、欲を言えば、せっかくなんで、もっと広く使えるようになればいいと思うようなところではあるんですけども、まだ導入されて日も浅いというところで、より使っていただけるように、周知のほどをしていただければと思います。

それから、これ、ある方から問合せがあって、私もあんまり知らなかったんですけども、出前講座で「創（つく）りんぐ光」というものがあるというのを私あまり恥ずかしながら知らなかったんですけども、せっかくの機会なんで、いろいろと調べてみまして、ホームページを確認すると結構な出前講座の数が用意というか整備をされているというところで、実際にどれぐらいの利用の実績があるのかというところ、コロナのこともあるかと思いますので、令和元年度から現在まで、どれぐらいの利用実績があるのかというのを教えてください。

○讚井地域づくり推進課長

出前講座「創（つく）りんぐ光」の令和元年度からの利用実績でございますが、まず、令和元年度、実施回数が110回、参加人数が5,623人、令和2年度、コロナ禍になりますが、実施回数57回、参加人数2,273人、令和3年度、決算前の暫定値でございますが、実施回数39回、参加人数2,072人、そして、今年度ですが、実施回数23回、参加

人数 1,133 人となっております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。思ったよりも、コロナの前とかは、3日に1回ぐらいはどこかで行われていると。5,600人も動員の件数があるということで、コロナになってからは半分ぐらいになっているとはいえ、それでも結構な数の出前の講座、出前講座の動員数があるというふうに今認識をしたんですけれども、その数ある講座の中で主にはどんな講座の需要があるんでしょうか。また、どんな人たちが主に利用されているのでしょうか。そのあたりを教えていただければと思います。

○讚井地域づくり推進課長

人気のある講座でございますが、まず、健康福祉分野でございますと介護保険制度や介護保険予防事業、認知症予防事業などの講座。税・年金、消費生活のテーマでは、消費生活の関係で契約トラブルなどをテーマとした講座が人気がございます。

それから、どんな方々が御利用かというお尋ねですが、自治会単位での御利用が多く、年齢的には御高年の方が多い状況であります。また、学校経由でも申込みがありますので、学生さんなどの御利用もございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

自治会の方とか、学校を中心に今利用があると。そういった関係で、やっぱり保険であったり、認知症の予防であったり、そういった講座というのが人気があると。やはり、最近の消費生活のトラブルの話というのもありましたけれども、やっぱり、一定数そういった形の需要があるということでよく分かりました。

これから、どんどんコロナ、ウイズコロナと呼ばれるフェーズに入ってきて、この講座の需要というのもまた少しずつ増えてこようかと思っておりますので、引き続きの取組をお願いいたします。

それから、今、消費トラブルのお話ありましたけれども、消費者トラブルの警戒情報についてなんですけれども、最近では詐欺の手口というものが非常に巧妙になっていることも以前から問題として上げられておるんですけれども、本市においては、被害の状況や対策などはどういったようにされているのでしょうか。ちょっと教えていただければと思います。

○山根生活安全課長

詐欺ということになりますと刑法犯となることから、具体的な被害状況は私どもも報道や警察からのメールで一部を知らされる状況でございますので、全数把握はできておりませんが、消費生活センターに寄せられる相談としましては、健康食品等のインター

ネット通販に関連したものや、訪問販売、電話勧誘販売によるトラブルが多い状況でございます。被害防止対策としては、市の広報であったり、ホームページ、あと、メール配信サービス、出前講座などによる注意喚起を実施しているところでございます。

○西村委員

ありがとうございます。実際に私のスマートフォンにもよくショートメッセージとかですね、やれ、頼んでもない宅配の再配達をお願いしますとか、この前あったのは某大手通信会社の料金の支払いがどうだらという、そういったようなショートメッセージが直接携帯電話に飛んでくるといったようなケースが見受けられるんですけども、そういった問合せというのは市に寄せられたりするんでしょうか。また、そういったときの対応というのはどういうふうになっているのか。問合せがあれば、そのあたりも教えていただけると。

○山根生活安全課長

今、委員からも御紹介のありました宅配業者を装った不在通知のショートメールであったり、あと、副業の紹介ということでのショートメールなどが消費生活センターにも寄せられておりまして、対応としましては、心当たりのないメールは開かずに削除していただくように助言をさせていただいております。

○西村委員

そうですね、基本的にそういった形しかないのかなと思うんですけども、本当に各種多様なうたい文句でショートメッセージ等最近は送られてくるので、そういった見識がある人だったら、いつものだなどと思って消すと思うんですけども、意外と、やっぱり御高齢の方とか、それこそ新しくスマートフォンを持たれた方とか、非常に心配がされるところなので、問合せがあった際には、そのように周知をしていただければと思います。

あと、これも周りであったことなんですけれども、最近、ホームページの、市のホームページのチラシで、「蜂の巣駆除で思わぬ高額請求」といったチラシが目についたんですけれども、このあたりで、そういった被害とかというのはあつたりするもんなんですか。

○山根生活安全課長

今、御紹介いただきましたチラシにつきましては、国民生活センターからの情報提供により市のホームページのほうに掲載をさせていただいておりますが、現状、生活安全課のほうには、そのような被害情報や問合せは入ってきておりません。

○西村委員

分かりました。それを聞いて安心しました。蜂のことに関しては、今年、私のところにも個人的に何件か問合せがあつたりとかですね、その際に、ほかの自治体では蜂を駆

除するための防護服の貸出しをされているようなところとかもあつたりするんですけども、この蜂に関する問合せというのは、やっぱり、生活安全課のほうに結構寄せられることがあるんでしょうか。また、そのときは、貸出しがあるのかないのか、あんまり知らないんですけども、どういったふうに対応をされているのでしょうか。

○山根生活安全課長

蜂の巣の駆除につきましては、春から秋にかけて、ほぼ毎日、相当数の問合せをいただいております。対応につきましては、あくまでも私どもは市民相談の一環として、情報提供という形で、電話や市のホームページによって、信頼のおける市内や近隣の駆除業者を紹介させていただいているという状況でございます。

○西村委員

分かりました。近隣の業者を御紹介いただいているということで、結構な件数があるということで、今後、多分、毎年毎年そういった状況になってくるんだというところでもありますんで、ちょっと何かしら対応策であつたりというのは、今後検討の必要があるのかなというところは思います。

最後もう1点、別の質問になるんですけども、危険空き家除却促進事業補助金交付制度についてなんですけれども、前回、委員会の際に質問をさせていただきまして、2件が今審査が進んでいるというふうな状況だったと思うんですけども、その後の実施されたのかとか、進み具合というのはどのようになっているのでしょうか。

○山根生活安全課長

さきの6月の委員会におきまして、交付申請前の危険空き家に該当するかの事前調査に2件の申請を頂いており、建築士資格を持つ複数名の市職員が現地調査を行い、第2段階に当たる交付申請の対象になるか否かを判定する旨をお伝えさせていただいたと思います。今回の2件につきましては、いずれも該当したことから、判定結果通知を送付している段階でございます。今後につきましては、事前申請者から交付申請書を10月28日の申請期日までに提出していただく予定となっております。

○西村委員

前回の2件がそのまま対象になりそうだということで進んでいると理解をいたしました。

予算を取った段階で、最大1件50万円で5件分の予算を取っているかと思しますので、まだ、もう何件か実施ができるところかなと思しますので、引き続き問合せであつたりとか、逆にもう崩して欲しいところであつたりとか、危険が及ぶ可能性があるところとか、そういったところに関しては、市のほうからもアプローチをしていただければなというふうにお問い合わせをいたしまして、全て終わります。

○仲小路委員

では、質問させていただきます。

火葬許可証についてなんですが、現在、光市においては火葬許可証をそのまま渡しておりますけども、例えば、下松市では、宛名を記入して哀悼の言葉を入れたような形の封筒に入れてお渡ししております。そのほうが、葬儀業者が今、ですから、光の場合は葬儀業者が自分の封筒を使って遺族に渡しているという状況であります。そういう意味で専用の封筒に名前を記入して渡すほうが、火葬場においても名前の確認も入れやすく、また、特に遺族に対しても親切ではないかと思いますが、そのような対応はできないのでしょうか。

○中田市民課長

火葬許可証の渡し方ということだと思いますが、本市では、通常、葬儀社から火葬許可証が入った封筒を受け取りましたら、その許可証に必要な事項を手書きで記入しまして、同じ封筒に入れて葬儀社にお返ししているという状況でございます。

また、火葬許可証のみを預かった場合につきましては、窓口用封筒に入れてお返ししているという状況です。いずれの場合も、封筒にはお名前等は記入はしておりません。

他市ではそういった取扱いをされているというお話でございますので、今後、対応については、こちらとしても検討してみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

現在、約、毎年 700 件程度の葬儀があるわけですが、人生最後のお渡しするものであるということで、真心込めて、そういうお名前を書いたり、また哀悼の言葉を入れるというのは非常に遺族に対しても、非常に真心の籠もった対応ではないか思いますので、できる限り前向きな検討をよろしくお願いします。

それと、もう 1 点ですが、他市ではプリンターで印字しているという例もありますので、現在、光市では、先ほどありましたとおり手書きなんですが、デジタル化という意味においても、そのような検討についてはいかがでしょうか。

○中田市民課長

他市では火葬許可証をプリンターで印字して発行しているということでございます。本市では令和 7 年の 4 月から新しい斎場の運用開始があるということで、その際にはシステム化されるという情報を元に、当面は斎場から頂いている手書き用の様式を使用しております。ですが、そういったお話をいただきましたので、近隣他市の状況等を確認して検討してみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

令和 7 年、あと 3 年あるわけですが、できる限り早い対応をして、デジタル化の推進ということにおいても進めていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○中村委員

コミセンについてお聞きしたいと思います。

光市公共施設等総合管理計画では、今後どのような方向性になっているかというところからお願いします。

○讚井地域づくり推進課長

平成 29 年に策定した光市公共施設等総合管理計画におきましては、市内コミュニティセンター現状と課題において、室積、光井、大和、東荷及び塩田コミュニティセンターを除き、全て昭和 40 年から 50 年代に建築をされ、建築後 30 年以上経過し老朽化が進んでいるとし、その方向性では老朽化等の状況を踏まえ、近隣の公共施設等との複合化等も視野に検討するという事としております。

以上でございます。

○中村委員

なるほど。ありがとうございます。

その上で、今、三島コミセンの整備の計画が着々と進んでいますが、ほかのコミセンの整備計画というのはどこを想定しているのでしょうか。お願いします。

○讚井地域づくり推進課長

現時点におきまして、昨今整備を完了したコミュニティセンター、平成 27 年の室積、平成 30 年の大和、令和 3 年、東荷、令和 4 年、塩田以外のコミュニティセンターにつきましては、今後の整備方針や、その手法、時期などの具体的な計画はございません。

以上でございます。

○中村委員

今まで整備が進んできているというところ考えると、これは古い順ということで考え方がよろしいでしょうか。

○讚井地域づくり推進課長

建築年次は老朽化と密接に関係してくると思われませんが、今後の整備につきましては、それぞれのコミュニティセンターの老朽化の状況や利用状況など地域の実情、光市公共施設等総合管理計画や財源の確保等も踏まえ、整備方針や手法等を考えていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○中村委員

なるほど。老朽化と利用状況も踏まえながら考えていくということでしたが、古いと

ころで言うと、周防のコミセンなどがあると思います。地域コミュニティーの活動実績などを踏まえた上で、今後とも検討していただけたらと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

○森戸委員

コミセンに関係して、何点かお尋ねをいたしますが、コミュニティセンターで、主事とか、館長が決まってないケースはありますか。もしあるとすれば、その要因は何なのか。その辺のところからお願いします。

○讚井地域づくり推進課長

現在、コミュニティセンターにおきまして、館長が一時的に不在となっておりますのは、島田コミュニティセンター。主任職員が決まってなくて一時的に不在となっているのが周防コミュニティセンターでございます。

理由につきましては、島田コミュニティセンター館長につきましては、一身上の都合ということで退職をいたしております。周防コミュニティセンターにおきましては、現在、主任職員を地域で探しているということをお聞きしておりますが、まだ見つかっていないという状況でございます。

以上でございます。

○森戸委員

ちょっと聞き方が悪かったんですけど、辞められた部分については理由があると思いますけれど、なかなか決まらないという部分についての要因があるのかなと思うんですけど、その辺は何か分析されていますか。例えば、すごい負担なんだとか、業務が。それに見合う部分のものが少ないんだとか、いろいろあるんじゃないかと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○讚井地域づくり推進課長

地域におきまして、なかなか人材がないということと併せて、近年退職されてからも仕事を持たれている方が多いということで、なかなかですね、過去のように、退職されて、すぐ地域活動というふうにはならないというようなことも聞いております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。現時点では問題なく回っているといえますか、どうなんですか、その辺は。

○讚井地域づくり推進課長

現在は、コロナ禍ということで、地域の行事も少ない状況でございます、何とか回っているという状況でございます。

以上です。

○森戸委員

分かりました。イベントも少ないですから、今後、普通の生活に戻っていったときには、現状のままではなかなか厳しい状況なのかなと思いますので、しっかりサポートをお願いできたらと思います。探す上でもですね、お願いできたらと思います。

それと、学校の中に入ったコミュニティセンターがありますが、東荷と塩田に関してなんですけれども、通常のコミュニティセンターと比較すると、通常のコミセンでは調理をする場所といますか、がありますよね。調理をしたり、料理をしたりするところが併設されていると思いますが、学校に入ったケースにおいては、そういうところがないので何とかして欲しいという声をいただいているんですが、その辺のところはいかがでしょうか。通常のコミセンと比較するとそうだと聞いているんですけど、いかがですか。

○讚井地域づくり推進課長

まず、塩田コミュニティセンター、塩田小学校でございますが、学校の調理実習室をコミセンの調理実習室として一緒に利用できるような形になっております。東荷でございますが……。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○讚井地域づくり推進課長

まず1点修正です。

先ほどの塩田コミュニティセンターですが、学校の調理実習室と言ったんですが、家庭科室のことです。失礼しました。

それから、東荷コミュニティセンターですが、もともと東荷コミュニティセンターでは調理実習を使う機会が少なかったということもありまして、今後利用がある場合は、小学校の家庭科室もそうなんです、里の厨の調理実習室とか、大和コミセンの調理実習室も利用をいただくということで、地元の方に御理解をいただいているところでございます。

以上です。

○森戸委員

分かりました。私が要望いただいた方はそういうふうに出ておられましたので、もし合意ができているのであれば、その合意を知らしめていただけたらと思います。

それと新しい三島コミュニティセンターについてなんですけれども、一般質問の続きが1点ほどあります。一般質問で、光市の木材の利用促進に関する基本方針について、木材利用についてお尋ねをしたんですが、新コミュニティセンターについては、それをどう扱われるのか、その辺のところをお尋ねできたらと思います。

○讚井地域づくり推進課長

現在整備中の三島コミュニティセンターの県産木材の利用の促進ということでございますが、三島コミュニティセンターの建て替えに当たりましては、地域の防災拠点施設としての役割も担いますことから、構造は鉄筋コンクリートあるいは鉄骨造といった堅牢な構造体による建築を予定しております。

一方で、整備計画の中におきまして、温かみを感じられる内装材の採用というのを掲げておりますことから、今後、基本、実績設計を進めていく中で、光市木材利用促進基本方針の趣旨も踏まえ、内装等における地域産木材、県産木材の活用について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

よろしく願いいたします。

それと令和3年度に伊保木に着任をした地域おこし協力隊の隊員の活動状況と光市としてのその支援の状況と新たな隊員の募集をしていたと思っておりますが、その辺の状況が分かればお願いいたします。

○讚井地域づくり推進課長

まず、令和3年7月に着任をいたしました伊保木地区の地域おこし協力隊員でございますが、現在、コミュニティプランの実現支援をはじめとする様々な地域活動に対する支援を行っております。

主な活動内容として、竹林の整備、空き家の掘り起こしを兼ねた片づけに対する講演会の計画及び実施、コミュニティ交通「らくらく号」の運転の支援、それからSNS等を活用した情報発信。これは移住関連サイトへの投稿などございまして、伊保木地区や光市の様子を移住者目線で情報発信をしており、実際に移住希望者からの問合せ等にも対応していただいている状況であります。また、地域行事の運営支援、現在は地域文化を残す方法として映像技術の習得にも取り組んでもらっているところであります。

こうした伊保木地区の地域おこし協力隊員への支援でございますが、情報収集や、助言、活動への協力などの後方、側面的な支援のほか、活動車両やパソコン、住居の借り上げ料を市のほうで負担をするとともに活動に要する金銭的な支援として地元のコミュニティ協議会へ交付金を交付するなどの支援を行っております。

それから、新たな隊員の募集につきましては、現在、東荷地域からの御要望を受け、令和3年6月までに活動した隊員の後任としまして、空き家の利活用によるコミュニティの活性化をメインテーマに令和3年5月より隊員の募集を行っております。これまでに、市・県や移住交流推進機構のホームページへ募集の掲載や、東京にあるやまぐち暮らし東京支援センターへ情報提供と御案内、県が実施しました移住フェアへ参加をいたしまして、問合せ等も受けておりましたが、現時点までに採用には至っておりません。

今後、新型コロナウイルス感染症の感染状況にもよりますが、移住交流推進機構など

が主催する地域おこし協力隊募集関連のフェアへの参加を計画しているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。以前の東荷のおられた隊員さんですかね、は、現在どのような状況なんでしょうか。こちらにいらっしゃっているのか、その辺のところを追跡されていれば、お教えいただけたらと思います。

○讚井地域づくり推進課長

第1期隊員の現在の状況でございますが、退任後も市内に在住し、令和3年12月に空き家の維持管理・運営、空き家のリフォーム事業などを行う合同会社を起業いたしました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い受注予定であった仕事の案件が白紙になるなどで御苦労されているというふうに聞いております。

前隊員とは不定期ではありますが連絡を取り合っております。現在は県外で資金確保のために働いております。なお、御本人は光市に帰ってくる意向を持っている状況でございます。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。なかなか、やっぱり、コロナの影響というのは厳しいものがあるなどと思いますし、新たな隊員もですね、こういうときだから逆にチャンスなんかと思うんですが、なかなか決まらないということで、何と言ったらいいんでしょうね。厳しいというのが実感ですかね。でも、引き続き、1回来られた方が定着をして、こちらで起業されるなり、働かれるなり、しっかりサポートをお願いできたらと思いますし、今、伊保木の着任された方もしっかりサポートしていただけたらと思いますので、引き続きよろしく願いをいたします。

以上で終わります。

○河村委員

昨日の委員会の中で、大和支所とそれから大和コミセンの解体工事についてということで、アスベストがあったんではないかという話があったんですが、答弁できんと、所管じゃないから答弁できん。アスベストという問題がそういう問題ではないと思いますが、それでも、そういう話が出たということなんで、ちょっとお尋ねを、所管課ですからお尋ねをするんですが、大和支所と大和コミセンについてのアスベストの状況というのはどういう状況じゃったです。

○橋本大和支所長

今、委員お尋ねの大和支所、大和コミュニティセンターの解体工事ですが、旧大和支

所と旧大和コミュニティセンターの解体工事のことであろうと思います。

旧大和支所の解体工事に際して、アスベストは使用されておりました。
以上です。

○讚井地域づくり推進課長

それでは、旧大和コミュニティセンターのほうですが、解体工事の設計業務を行うに当たりまして、アスベストの使用があったかどうかという調査を行っております。

旧大和コミュニティセンターは、調査の結果、ボイラーの煙突内の断熱材に1か所、アスベストが含有されているということで、断熱材の撤去をその後行っております。
以上でございます。

○河村委員

もう建物が、要は法施行前の建物なんで、別にあって当然なわけじゃし、当時の防音とか、保温の関係で言えば、アスベストがないほうがおかしいですね。それを市の建築の職員が調査にという話じゃったんですが、誰がこれは調査をしたんです。

○讚井地域づくり推進課長

旧大和コミュニティセンターの解体工事については設計業務委託を当時発注いたしまして、その受注業者を通じて、石綿含有建材調査者という有資格者がいる調査会社がサンプルを直接採取して分析したと聞いております。

以上でございます。

○橋本大和支所長

旧大和支所につきましても、旧大和コミュニティセンター同様、委託業者により調査を実施しており、その結果、旧大和支所ではアスベストは使用されてなかったという結果になっております。

以上です。

○河村委員

サンプルという話があったんですが、現地にその設計者、資格者は、現地確認をされたわけではないんですか。今、そういうアスベストの調査というのは、サンプルを持って行って、それがどうかという証明書をする事になっているんです。

○讚井地域づくり推進課長

詳細な調査の工程までは分かりかねます。
以上でございます。

○河村委員

昨年じゃったですか、PCBか何か、出てきたというのはおかしいけれども、学校か

何かで、PCBが残っておった、今の変圧器であるとか、コンデンサーであるとかというような予算が出たことがあります。市役所ちゅうのは法律を実現化というか実施をするところですから、法律が出たときにはそういった調査をして、そういう対応を考えてかんやいけんところなんです。そりゃあ、人間じゃから 100%できるとは思いませんが、そういった、たまに残っておったようなケースもある。しかし、今回のようなこの支所とかコミセンというのは、通常であれば、もう明らかにその年代的にはある建物なんで、しっかり調査をして、それを要は発注するときにそういった処理費が当然出ていく話ですから、そんなものも含めて、しっかりと委託をしなきゃいけないというところが大事なんで、どうもね、最近、そういうところに欠けるケースが見受けられる。的をしっかりと、ここだけは残しちゃいけんというような仕事のやり方をしっかりしていただくようお願いをしておきます。

以上です。

○小林委員

すみません。2点ございまして、1点目が街路照明適正化事業として、令和3年10月から順次計画消灯が進められていますが、計画消灯が行われた地域、並びに、現時点における街路照明の数と今後の見通し、これについてお示しをください。

○山根生活安全課長

計画消灯は経年劣化により老朽化した街路照明につきまして市内全域にわたり行っているところですが、代表的な場所といたしますか、主な路線としましては、現状、街路照明の設置数が多いことから、国道188号、主に、光井の戸仲のところから室積方面であったり、県道光玖珂線が中心となっております。

また、現時点における街路照明の数と今後の見通しという御問合せでございましたが、生活安全課では現時点におきまして、452基の街路照明を管理しているところでございまして、今後の見通しにつきましては、本年度、計画消灯箇所を除く街路照明、約320基につきまして、点検診断調査を実施するとともに、倒壊の危険性の高い街路照明につきましては撤去を進めてまいりたいと考えております。

○小林委員

考え方が理解できました。少しですね、やはり、今、主な代表的なところで、国道188号線というところでは示されたんですけど、やはり、その辺を住まわれている方からすると、非常にちょっと道路が暗くなったよというような御意見も受けているので、その方たちに対しては、歩道であれば、防犯灯をとるところを自治会から出していくのも一つの手ですよというところにアプローチはしています。ですので、今、もう一つは、計画消灯をされているというところがうまく市民の方に周知ができてないというところの課題もあると思うので、そこをセットで、少しお願いをしておきたいというふうに思います。

すいません、あと1点だけです。

先行の委員のほうから、空き家の除却費用のところ、実績については、はい、理解はできました。その上で倒壊の恐れがある危険な空き家が対象ということになっていますが、すいません、少し具体的な基準等があれば、少しお示しをいただけたらというふうに思います。よろしくお願いします。

○山根生活安全課長

危険空き家の補助を今年度から実施しておりますが、補助の対象となる危険空き家の基準としましては、光市危険空き家除却促進事業補助金交付要綱の別表第1に定める建築物の不良度判定調査基準表に掲げる構造や外壁、屋根等の破損の程度等の評定区分ごとに合算した点数が100点以上となること、及び別表第2に定める周辺への危険度判定基準表に基づき周辺への影響度により判定をしているところでございます。

具体的にどのような空き家かと申し上げますと、周辺の生活環境へ悪影響を及ぼしている管理不適切な空き家で、老朽化等により柱の著しい傾斜、はりの腐食または破損による倒壊、外壁の仕上げ材や屋根ぶき材の剥落の危険性がある空き家が危険空き家に該当するものと考えております。

○小林委員

ありがとうございます。非常によく分かりました。光市の中で少し市内を巡回する機会がございまして、非常に危険な空き家というか、それは私が見た主観であるとすごく恐縮なんですけど、少し危ないなというようなところもあって、そこで、市民の方とその辺の住民の近隣住民の方とお話をすると、やはり、少し、不安なんだよねというような声も聞いていましたので、今聞いたところを少し私のほうからもちゃんと周知しておきたいというふうに思います。

はい、ありがとうございます。

4 総務部・消防担当部関係分

(1) その他（所管事務調査）

質 疑

○西村委員

おはようございます。では、一般質問で防災の防災指令拠点と総合防災情報システムについて取り上げさせていただいたんですけれども、その一般質問の続きで何点かお尋ねをさせていただければと思います。

答弁の中である程度理解はしたんですけれども、もう少し教えてほしいというところで、総合防災情報システムについて、昨年12月の一般質問の答弁で、「パッケージではないので、汎用性や操作性などをしっかり検討していき、光市のシステムとの連動性を含めて検討する」というふうに答弁をいただいておりますけれども、その後、基幹システムとの連動性や最終的に使う職員の方にとって使いやすいシステムとなるように検討が進んでいくと思うんですけれども、その辺りのもう少し詳しい話をお聞かせいただければと思います。

○小熊防災危機管理課長

システムの検討状況ということでのお尋ねでございます。本市の総合防災情報システムにつきましてはいわゆるパッケージではない、本市独自のシステムを構築することとなりますことから、システム全体と個別の機能、このいずれにつきましても本市の理想とするイメージ、これを業者のほうと十分に共有することが重要であるというふうに考えております。

システムの構築に関しての進捗については、一般質問で部長がお答えをしたとおりでございますが、現在、システムの画面構成やレイアウト、気象情報や情報発信に係る外部システムとの連携に関する詳細設計等を行っているという段階でございます。そうした作業を進める中で、画面の見やすさはもとより、スムーズな画面遷移や職員がなるべく簡単に操作できるような操作性、さらにはメール配信サービスなどの既存システムや今後導入を予定しておりますドローン映像のリアルタイム配信システム、河川等監視カメラシステムとの連動性などにも留意をいたしまして、実際の災害対応を想定しながら、システムの細部にわたって一つ一つ確認と調整を進めているといったようなところでございます。

なお、業者との協議につきましては、本格的な構築作業に入りました4月以降、もう既に15回を数え、特に7月以降は週1回以上というふうに回数を重ねておりまして、今後も関係各課からの意見や要望を踏まえつつ、業者と緊密な連携を図って、使いやすいシステムとなるように検討を進めてまいります。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。順調に進んでいるというところで理解をいたしました。

一般質問のところでも触れたんですけれども、今御説明いただいたように、連動するシステムであったり関係するシステムが非常に多いと思いますので、そういった連携回りであったりとかにおいてはやっぱりいわゆるバグというのがすごく発生しやすいところになりますので、十分な検証の期間を取って、慎重に一つ一つバグを丁寧に出して進めていただくようお願いをいたします。

続きまして、防災のまた関連になるんですけれども、今ドローンの話も少しいただいたと思うんですが、何か先日の台風とかでもそうですけれども、有事の際においては一刻も早い状況の正確な把握や処理というのが求められると思うんですけれども、防災の応援協定の中において、ドローン協会との応援協定というのが締結されておると思うんですけれども、その内容についてももう少し教えていただいてもよろしいでしょうか。

○小熊防災危機管理課長

山口県産業ドローン協会との災害時の応援協定における支援内容ということでございます。こちらについては、災害時における災害発生現場の被災状況の把握、それから被災者の捜索、物資の運搬の3項目、それから平常時におきまして、本市の防災啓発事業、それから防災訓練と、こういったものへの協力といった4項目を内容としております。山口県産業ドローン協会のほうからは所属する協会員——これは企業30社と個人6名からなっておりますけれども、この方々については高いドローンの操縦技術を持っておりまして、災害の状況等に応じた幅広い支援が可能であること、また協定を結んでいる自治体からの支援要請に対しましては、要請のあった自治体に近い企業を中心に派遣をいただけるというふうに伺っておりますので、迅速な支援が期待できるものというふうに考えております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。状況の把握であったりとか、そういったところに御協力をいただけるというところで、何かあった際には迅速な対応をよろしく願いいたします。

ドローンに関してなんですけれども、委員会で視察がありまして、その後私も個人的に、いわゆる免許というか許可がいない、100g以下のいわゆるトイドローンというものを購入して実際に操作をいろいろしてみたんですけれども、実際に外で飛ばすというふうになると、私の持っているドローンが軽いというのもあるんですけど、かなりやっぱり風にあおられる、そういった影響を受けるなあという印象がありまして、もちろん機種によるんでしょうけれども、今回市で購入した、あるいはこれから購入するドローンについてはどういった状況下で飛行が可能なのか、そういった悪天候のときに飛ばすことができるものなのかどうか、その辺りの条件、飛行可能な条件みたいなのが今の時点で何か分かればお伺いいたします。

○小熊防災危機管理課長

どういった条件下での飛行が可能かというようなお尋ねであろうかと思えます。今年

度購入いたしましたドローンは、予備機または訓練用というふうな想定をしておりました、重量のほうが 595 g、大きさは飛行時で 18cm 掛ける 25cm 程度というふうなコンパクトな機体となっております、風速 10.7m までの飛行が可能です。ただ、防水仕様ではございません。

災害時のドローンの使用につきましては、委員のほうからもございましたけれども、機種にもよりますが、基本的に風雨に強いというわけではございません。また、国土交通省の標準飛行マニュアルというのがありますけれども、こちらでは風速 5 m 以上の状態では飛行させないということが求められておりますことから、ある程度天気が回復した状況での使用を想定しているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。あまり風が強かったり、天候がよろしくなかったら飛行がしにくいというところで理解をいたしました。

ドローンに関しては、先ほどもあったようにリアルタイムの映像配信というのも今構築を進めているというところであると思うんですけども、これは質問じゃなくて要望としてなんですけれども、やはり映像がリアルタイムで飛ばない状況だったり、電波の障害だったり、あとドローン自体が電波の周波数に邪魔をされて飛ばなかったりといったような状況も今後想定をされてくるところかなあというふうに思っておりますので、その辺りも含めた対応のマニュアルというか、その辺りの整備を今後加えて検討をしていただければなというふうに思います。

以上で終わります。

○森戸委員

ちょっと通告をしているわけではないんですけど、今回の台風災害で台風災害の状況というんですか、何かそういう部分で何か報告できるものがございますか。避難者とか災害の状況とか、その辺のところが分かれば。まだ集計中であれば集計中ということで構いませんけど。

○小熊防災危機管理課長

台風 14 号の状況について、今現在の概要ということで御報告をさせていただければと思います。

まず、14 号そのものについては、19 日の昼前ぐらいから本市のほうに最接近ということでございまして、風速のほうは光観測局で最大 17.8m を観測しておりました、雨量につきましては下林、こちらのほうで降り始めから降り終わりまで 230mm といったような雨量を観測しております。

光市の対応といたしましては、まず 9 月 17 日土曜日、台風接近前というところで夕方に注意喚起、これをさせていただきまして、18 日、台風が接近し始めた頃、夕方 17 時に警戒レベル 3、高齢者等避難、これを市内全域に発令をいたしました。続いて、翌

19日、実際に台風の影響が目に見えて現れてきたところの中で、朝8時30分に警戒レベル4、避難指示、こちらのほうを島田川沿線の洪水浸水想定区域に対しまして発令をいたしました。

市の体制といたしましては、まず警報発表とともに第2警戒態勢、その後、先ほどの警戒レベル3を発令しました18日17時に警戒本部体制、それから翌19日の朝7時20分に災害対策本部体制ということで、順次体制を強化して臨んだところでございます。

避難者につきましては、最大時で123世帯、196の方が避難をされております。施設に関しては13施設を避難所として開設をいたしました。

次に、被害状況につきましては、人的被害あるいは建物、住家被害といったものの報告は受けておりませんが、道路等において通行止めが数件発生したというようなのが主な被害状況ということでございます。

以上でございます。

○森戸委員

ありがとうございました。大きな被害がなかったとは思いますが、島田川も含めて今までやっぱり浚渫をずっとやってきていたということと、市内の小河川についても予算化をしていただいて、度々浚渫をしてもらったという部分は、島田川沿線においては越水をしなかったというのはすごくよかったのではないかなと思いますし、堤防等も含めてかなり強化をされてきましたから、決壊もなかったと思います。ずっと見ていると、やはり逆流をしたということで田んぼ等が相当倒れたり、ちょうど稲刈りの時期でありましたので、そういう部分での声はすごく聞きますので、やはりいわゆる田んぼがダムになったというおかげもあったと思いますので、そういうところはやはり多面的な機能といいますか、価値といいますか、相当あるのではないかなというのを実感したのが今回の台風だったかなと思います。どちらにしましても、大きな被害がなかったというのが一番よかったのではないかなと思います。

そういった中で1点質問なんですけど、以前も一般質問の中で質問したんですけど、車両の避難についてです。以前のときは相互応援協定、災害時の相互応援協定を使って車両を避難する場所を確保したらどうかというような提案をさせていただきました。今回も、例えば周防地区でいうと、車を避難させようと周防の森ロッジに行かれたそうなんですけど、周防の森ロッジは今回土砂災害だったので、避難所としての開設がありませんでしたので、入り口のところが鎖で、チェーンでくくられてましたので、そこに車を置くことはできなかったんですけど、その道路沿いに沿って上のほうに車を何台か置いたということでありました。周防だけではなくて、上島田とか三井も含めて、やっぱりそういう車両を避難させる場所の確保は私はやっぱり必要ではないかと、そういうところを設けて欲しいという声をいただきましたので、その辺をぜひ、課題もあるとは思いますが、検討していただけたらと思いますが、何かコメントがあればお願いいたします。

○小熊防災危機管理課長

車両の避難場所ということに関しましては、さきの6月議会のほうで部長がお答えを

させていただいているところではございますけれども、市といたしましては民間事業者との災害応援協定、これを進める中で、申出があった場合には十分その辺を協議した上で検討してまいりたいということでございます。ただ、なかなか、先ほど議員からもありましたように、ここは休日等事業所が開いていないといった場合、また駐車した車両が放置された場合といったような課題もありますので、相手方の理解というのが前提となってくるところがございまして、この辺は相手方と十分話をした上でということになろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○森戸委員

相互応援協定したとして、車を置いて、そこがつかったらどうするんかとかそういう責任問題もあろうかと思えますし、そういうのも含んだ上で相互応援協定ができる場所もそうなんですが、やはり公的なところで空いているところというのはやはり一番いいのではないかなと思えますので、ぜひ島田川沿線でそういうところが確保できないかも含めて検討していただけたらなと思えます。今回、やはり改めてまた浮き彫りになったかなあと思えますので、よろしく願いをいたします。

それと、原油価格の高騰等を受けてのところでちょっと質問いたしますが、本庁の新電力の契約についてなんですが、今年の10月から2年契約だと思えますが、原油価格の高騰を受けて契約内容に何か変化はございますか。

○坪井総務課長

おはようございます。本庁舎の電気料金につきましては、入札による業者選定を行っておりますが、契約相手方はミツウロコグリーンエネルギー株式会社で、契約期間は令和3年10月1日から令和5年9月30日までの2年間でございます。

契約内容につきましては、ロシア・ウクライナ情勢等による全国的な電気料金の高騰により、相手方から6月下旬に、現契約の単価の維持が困難なため、契約条項に基づく単価変更の申出がありました。そのため、早急に調査し対応を検討いたしました。新規契約を受け付けている他の事業所が見つからないことや、相手方から提示された単価が電力の最終保障供給による単価と比べて安価であったことから、7月分から単価を増額する契約変更を締結している状況であります。

以上でございます。

○森戸委員

単価が上がったことで今後の対応と申しますか、それは何かございませうか。節電をするとかということではなくて、増額した部分に関してはどういうふうにするのか。

○坪井総務課長

変更前の契約と比べまして変更後の契約の電気料金で申し上げますと、一月、例えば8月分の電気料金で申し上げますと、電気料金が8月分が約220万9,000円となっております。

りまして、仮に元の契約の状態でありましたら約 166 万 4,000 円ということで、今後 1.3 倍から 1.4 倍の増となることを見込んでおります。また今年度の予算につきましては、今年度当初予算におきまして、庁舎管理事業の光熱費 1,578 万 8,000 円のうち電気料金といたしまして約 1,350 万円を見込んでおりましたが、現状ではそれが 2,000 万円程度になり、約 650 万円の不足が生じるものと試算をしているところでございます。そのため、現在現計予算において、毎月ごとの支払を行っておりますが、今後不足するため、補正予算を要求する予定でございます。また、その際にはさらなる影響が生じる可能性もありますことから、引き続きその動向を注視して、改めて精査の上、補正予算を行う予定としております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。ありがとうございます。昨日は教育委員会のほうでもどのぐらい高騰したかというのを聞きましたので、市全体とするとかなりの額に今後なってくるのかなと思いますので、引き続き注視をお願いしたいと思います。

それとちょっと 1 点気になるのが、新聞報道で、下関かどっかだったと思うんですが、会社自体が倒産をしたかどうか分かりませんが、新電力の、そういうケースの場合はどうなるのか。要は、下関はなかなか供給ができなくて最も高い価格で、恐らくそういう条項が契約の中にあって、電力の取引市場か何かから一番高い価格で供給されるというようなことになったのではないかと思うんですが、そういった考え方でいいのかということと、今回の市役所としての契約にはそういったケースの場合はどうなるのか、その辺のところを教えていただけたらと思います。

○坪井総務課長

どこの電力会社とも契約ができなかった場合ということでございますが、先ほど少し申し上げましたが、電力の最終保障供給というのが決まっております、どの事業者とも契約が結べなかった場合に、セーフティーネットとして最終的に電力供給を保障してくれる契約というのがございます。この中国電力管内であれば中国電力ネットワークさんとの契約になりますので、本市におきましても、例えばそういった状況になりましたら、最終的には中国電力ネットワークさんとの最終保障供給による契約という形になります。

以上でございます。

○森戸委員

そうなった場合は、要は最初からそのネットワークさんと契約すれば多少は安いんでしょうけど、最悪の場合で一番高いということの理解でよろしいんですね。

○坪井総務課長

そのとおりでございます。

○森戸委員

分かりました。一つ、新電力に関しては、いろいろやはり元々競争がなかったので、送電と発電を分離をして競争を促すということで、新電力がいろんな民間も含めて、自治体も含めて入ってきたわけなんですけど、こういった原油価格の高騰のときにはやっぱり大きな影響を受けてきますので、例えば防災センターとかそういうところに関しては少し高くても安定した電力の契約を当初からやるとか、全てを新電力ということではなくて安定供給を求めるためにそういった契約も考えておくということが必要ではないかと思っておりますので、ぜひそういったバランスを考えて、ミックスをするといいますか、そういうことの考えも入れていただけたらと思っておりますので、これは要望ということにさせていただきます。

以上で終わります。

○河村委員

先ほども防災センターのお話がありましたが、今後の工事日程とか、あるいは周辺の家屋といいますか、説明会とか、そういったものが分かれば教えてください。

○小熊防災危機管理課長

今後の具体的なスケジュールについてのお尋ねなんですけれども、御承知のように今建築工事本体そのものが2回不落札ということで、今後3回目の入札を予定しているところでございます。このため、相手方の業者が決まっておられませんので、今ここで詳しい工事日程、また住民説明会の日程をお示しすることが困難でございます。

今後、業者のほうが決まりましたら、その辺の協議をいたしまして、早いうちに日程のほうをお示しできればというふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

職員の駐車場の今お話がいろいろ出ておるんですけど、最終的には区画を含めて整理をされると思いますが、国道とのこの建物の間、緑地といえは緑地なんですけど、空きスペースが何m、5mぐらいあるのかな。そういったところも臨時的に駐車場に変えるとか、何かそういった、この周辺含めて考えておられるんでしょうかね。

○坪井総務課長

職員用駐車場に関するお問合せでございます。職員用の駐車場につきましては、防災指令拠点施設の完成後には約50台分の減少が見込まれ、また工事中につきましては70台分の減少が見込まれておりますことから、現在代替地について様々な視点から調査を進めておるところでございます。そうした中、代替地となる駐車場につきまして一定のめどが立ちましたことから、先週の3日間と今週3日間にかけて、実証実験のほうを行っておるところでございます。

代替地といたしましては、市の所有する旧勤労青少年ホーム駐車場、またその向かい側の光商工会議所が所有する勤労青少年ホーム跡地、また学校給食センター等の駐車場の一部をお借りすることで、工事中に不足する台数と過不足ない駐車スペースの確保ができると考えているところでございます。それらの場所につきましては、また事故の危険や周囲への影響など想定されますことから、進入方法など利用に当たってのルールを作成し、それらを含め現在実験を行っているところであります。また、あわせて通勤距離の近い職員については、可能な限り徒歩や自転車等の利用をお願いしているところでございます。

今回の実験による職員からの意見、課題などを抽出して、また可能なものは今後改善を試みることで、少しでも職員が安全に安心して通勤が行えるよう今後努めていきたいと考えているところでございます。

代替地として庁舎国道側の緑地の検討につきましては、都市緑地ということもございまして、建設部とも協議が必要なところでございますので、現在は考えていないところでございます。

以上でございます。

○河村委員

代替については分かったんですが、虹森線ができて、もう虹森線まではもう全部住宅街だという理解をしておったんですが、最近イノシシやらあるいは猿とかいろいろなものが出て、よう見ると草だらけなんですよ。こういったときに、周辺の環境整備ができればというふうにもいろいろ考えておられて、その中の一つとして、まず国道との間であんまり利用者がいない、普段でも。コンクリートの石畳を敷いてあるんですが、全く手入れも何にもしないんで水たまりだらけ。そんな状況ができてますから、できればこんなときに車の駐車スペースを確保して、ちょっと環境を変えてみていただくと助かります。ほかにも、実はもうきれいにしなきゃいけないんですが、皆年を取ってきたこともあって、もし駐車場として借りてもらえるもんなら、恐らく例えば2年でも3年でも大喜びなんで、そういったことで環境整備につながればありがたいなあというふうに思ってますし、ちょうどこの今、高就労がおおるところがありますが、のり面がたくさん残っておりますので、ああいったものもできればしっかり、この際恒久的にきれいになるような対策を取っていただくと大変喜ばしいので、よろしく願いしたらと思います。まあ検討するだけでいいですから、何かやろうとするときには、自分のところでもああこれ以上ないというところまで追い込んで取りかかってもらうと周りもそういう目で見ただけで、よろしく願いいたします。

以上です。

○小林委員

何点か質問させていただきます。

まず1点目としまして、現在公用車へのドライブレコーダーの設置が進められていますが、現時点での総括というところと今後の展開についてお示しをください。よろしく

お願いします。

○坪井総務課長

公用車へのドライブレコーダーにつきましては、職員の安全運転意識や運転マナーの向上に加え、交通事故発生時の責任の明確化など、職員管理、公用車管理の両面から一定の効果が期待できることから、昨年度購入いたしました集中管理車1台に導入したところでございます。車を利用した職員からは、「自分の車にもついているし、あると安心する」といった声や「録画されていると思うと緊張する」といった声があり、意識面においては少なからず影響は見られているところであります。

しかし、当該車両につきましては、納車が年度末となったことなどから8月末時点における走行距離は2,000km弱であり、この間記録データの活用もなく、いまだ多くの職員から感想等も聞けていないことから、導入の総括とまでは申し上げられませんが、現状、データの管理も含め問題なく運用できております。そのため、今後の展開としましては、総務課におきましては集中管理車の更新等の際には併せて予算要求することを考えております。

また、ドライブレコーダーの運用ルール等を定めた内規を庁内に周知しており、今後他課においても随時設置があると聞いているところでありますことから、これらも含め、今後も引き続き適正な運用に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

実際の現状の取組というところがよく分かりました。先ほどの答弁の中にもございましたが、やはり職員の安全意識の向上につながるというところと、あとはやはり事故があった際に職員のいわゆる安全というところも守ることにつながりますので、安心のほうを確保することにつながりますので、ぜひ、予算の絡みもあると思いますが、積極的に公用車に対するドライブレコーダーの設置というところを検討いただけたらというふうに思います。やはりいろんな新しいものを入れるときには、先ほども答弁の中でございましたが、ルールの徹底というところも必要だと思いますので、そこについてもしっかりと内規の中で定めていただいて、もし課題があるようであればその内規を少しずつカスタマイズしていく、そういう取組も必要だと思いますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

もう一点ございます。令和4年の4月から安全運転管理者制度が改正をされまして、安全運転管理者の業務にアルコールチェックが加わりましたが、これまでの取組というところと、第2弾として令和4年10月以降の対応、こちらも併せてお示しをください。

○坪井総務課長

運転時の酒気帯び確認の取組強化につきましては、一定台数以上の自動車を使用する事業所に対しては、令和4年4月1日以降、安全運転管理者の業務として運転前後の酒気帯びの確認及びその記録の1年間の保存が義務化されております。そのため、総務課

におきましては、本年4月以降、集中管理車の鍵を貸し出す際、使用後の受け取る際には目視による運転者への確認を行い、運行記録表に記し、保存をしております。

また、本年10月以降はアルコール検知器を用いた確認が必要となるため、その準備につきましても現在進めているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

実際の運用のところもよく理解ができました。やっぱり法対応のところもございまして、しっかりとこのルール徹底というところをよろしく願いいたします。

あと、令和4年10月以降の対応として、アルコール検知器のほうもしっかりと対応させていくということですが、やはり既に民間等で取り組んでいるところで、本当にアルコールを検知といわゆる自動車を連動させるような形にしている、そもそもそこでアルコールが検知をされると車が運転できないような、ハード的に縛るような運用もありますので、最初の段階でどこまでやるかは別として、先進事例を少し調べていただくというところも御要望して、私の質問を終わります。

以上です。